

第3次 もがみすこやか 子どもプラン

令和 7 年 3 月

山形県 最上町

はじめに

このたび、最上町では第3次となる「もがみすこやか子どもプラン」を策定いたしました。本計画は、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることを目指し、地域全体で子育てを支援するための重要な基盤となるものです。

また、町の「第5次最上町総合計画」における基本目標の第1点目には、『楽しいね』といえるまち～学校教育のみならず、将来を担う頼もしい人づくりと“学び合う喜びを実感できる”まち～を掲げ、町民・関係機関・行政等が一体となって子育て支援や教育環境の整備に取り組む、町の子育て施策を定めております。

少子化が進む一方で、子育てに対する考え方が多様化する中、子どもたちが未来を切り拓くために、私たちの町としてできる支援を惜しみなく行っていくことが求められています。これらの社会において、子ども一人ひとりが個性を尊重され、のびのびと育つことが出来る環境が不可欠です。そのためには、保護者の皆様が安心して子育てを行えるような支援対策を築くことが大切です。

本計画では、保育・教育の充実、子育て世帯への支援強化、地域社会との連携を深め、最上町ならではの温かい支援を実現することを目指しています。令和4年に制定した「最上町子育て憲章」の理念の下、地域全体で子育てを支え合い、町民の皆様と共に子どもの成長を見守り、応援する環境を作っていくことが私たちの使命です。

最上町の未来を担う子どもたちが、明るく、元気に成長できるよう、町民一丸となって取り組んで参ります。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、このプランの策定にあたり、貴重なご意見・ご助言をいただきました「最上町子ども子育て会議」の委員の皆様を始め、ご協力いただきました保護者・町民の皆様に心からお礼申し上げます。



令和7年3月

最上町長 高橋 重美

も く じ

第1章 本プランの概要.....	1
1 プラン策定の趣旨.....	1
2 プランの位置づけ.....	1
3 計画期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
(1) 子ども・子育て会議の設置.....	2
(2) ニーズ調査の実施.....	2
第2章 最上町の子どもと家庭を取り巻く現状と課題.....	3
1 人口の状況.....	3
(1) 人口推移.....	3
(2) 人口構成比.....	3
(3) 人口ピラミッド.....	4
(4) 自然動態.....	5
(5) 社会動態.....	5
2 子どものいる世帯の推移.....	6
3 婚姻、出生等の状況.....	6
(1) 婚姻の状況.....	6
(2) 出生率.....	7
4 就業状況.....	8
(1) 就業者数・就業率の推移.....	8
(2) 産業分類別就業状況.....	8
(3) 年齢別就業状況.....	9
5 認定こども園・保育所等の状況.....	10
(1) 認定こども園.....	10
(2) 認可保育所.....	10
6 小学校・中学校の状況.....	11
(1) 小学校の状況.....	11
(2) 中学校の状況.....	11
7 アンケート調査結果にみる子育ての課題.....	12
(1) 子育ての実感.....	12
(2) 子育てに必要な情報や支援.....	15
(3) 子育て環境について.....	18
8 第2次計画の評価.....	21
第3章 本プランの基本的考え方.....	22
1 基本理念.....	22
2 基本的な方針.....	23
3 基本目標.....	24
4 プランの体系.....	26
5 児童数の将来推計.....	27
第4章 基本目標に係る施策の展開（最上町の子育て育成支援）.....	29
1 地域における子育て支援の充実.....	29

(1) 育児に関する相談と情報提供の充実	29
(2) 幼児期の教育・保育環境の整備	30
(3) 子ども同士がふれあう遊び場と児童の放課後の居場所等の確保	31
(4) 家庭や地域の子育て(ち)力の向上	32
(5) 経済的な支援	33
2 母親並びに乳幼児などの健康の確保と増進	34
(1) 妊娠・出産から乳幼児期の保健対策と小児医療の充実	34
(2) 学童期・思春期等における保健対策	36
(3) 食育の推進	37
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	38
(1) 次世代を担う若者の自立支援	38
(2) 幼保一元化教育の推進	39
(3) 子どもがのびのびと元気に育つ教育環境の充実	40
4 子育てにやさしい生活環境の整備と地域社会の形成	42
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	42
(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進	43
(3) 子どもの安全を確保する取り組みの推進	44
(4) 子どもの貧困問題に対する支援の充実	45
5 要保護児童への対応等に関する取り組みの推進	46
(1) 特別支援児のいる家庭への支援の充実	46
(2) 児童虐待の予防と早期発見・対応の充実	47
(3) ひとり親家庭の支援の充実	47
第5章 子ども・子育て支援事業計画	48
1 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定	48
2 最上町の教育・保育提供区域	48
3 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策	49
(1) 1号認定・2号認定【3-5歳】	49
(2) 3号認定【0-2歳】	50
(3) 教育・保育の一体的な提供	52
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	53
(1) 地域子育て支援拠点事業	53
(2) 妊婦健康診査	54
(3) 乳児家庭全戸訪問事業	55
(4) 養育支援訪問事業	56
(5) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ..	57
(6) 子育て短期支援事業	57
(7) 子育て援助活動支援事業（就学児対象）	58
(8) 一時預かり事業	58
(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	59
(10) 延長保育事業	60
(11) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）） ..	60
(12) 子育て世帯訪問支援事業	61
(13) 児童育成支援拠点事業	61
(14) 親子関係形成支援事業	62
(15) 妊婦等包括相談支援事業	62
(16) 乳児等通園支援事業	63

(17) 産後ケア事業	63
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	64
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	64
第6章 計画の推進	65
1 計画の推進	65
2 推進にむけた役割	65
3 計画の進行管理	66
○ 計画の成果指標と目標値 ○	67
資 料 編	69
1 最上町子ども子育て会議の設置に関する条例	70
2 最上町子ども子育て会議委員名簿	72
3 第3次もがみすこやかプラン策定に向けて	74
4 最上町子育て憲章	76

第1章 本プランの概要

1 プラン策定の趣旨

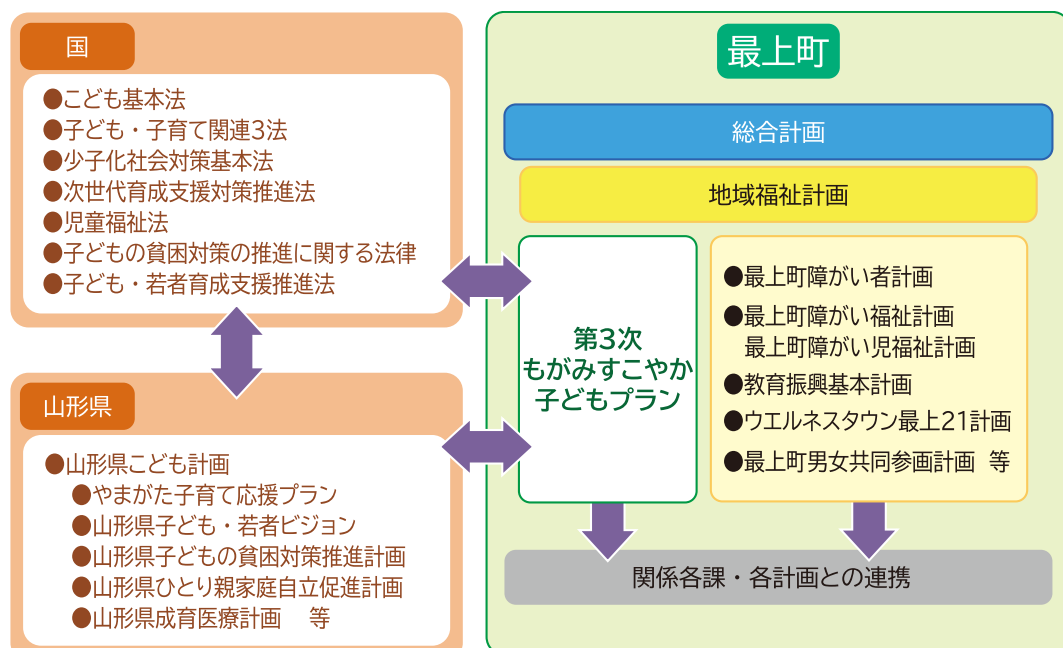
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的に提供するため、5年を一期として市町村における策定が義務付けられた計画であり、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する必要があります。

本町においても、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、事業の需要見込みに基づく提供体制の確保、実施時期等を定める市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2次もがみすこやか子どもプラン」を作成し、本プランに基づき、町が教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量をともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての理解や協力意識を高め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進しています。

第2次計画の期間が令和6年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題、計画対象者の実態やニーズ等を踏まえつつ、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3次計画を策定いたします。

2 プランの位置づけ

本プランは、任意の策定となった次世代育成支援対策推進法8条に基づく「次世代育成支援対策行動計画」をはじめ、「母子保健計画」「放課後子ども総合プラン」の内容も含めた計画であるとともに、まちづくりの最上位計画である「第5次最上町総合計画」をはじめ、「障がい者計画」「地域福祉計画」「教育振興基本計画」「第3次ウエルネスタウン最上21計画」（健康増進計画）等の関連する他の計画との整合性を図って策定するものです。



3 計画期間

本プランの期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。今後の社会情勢や子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて内容の見直しを行うとともに、計画期間最終年度となる令和11年度に計画内容の見直しを行い、次期計画を策定する予定です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第2次計画											
				見直し	第3次 もがみすこやか子どもプラン						
									見直し	次期計画	

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本プランの策定にあたり、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが、市町村に求められています。

こうしたなか本町は、教育委員会こども支援課が事務局を務める「最上町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の検討・審議をとおして、会議における意見の計画への反映を図りました。

(2) ニーズ調査の実施

保護者の就労状況や子育ての現状、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施しました。

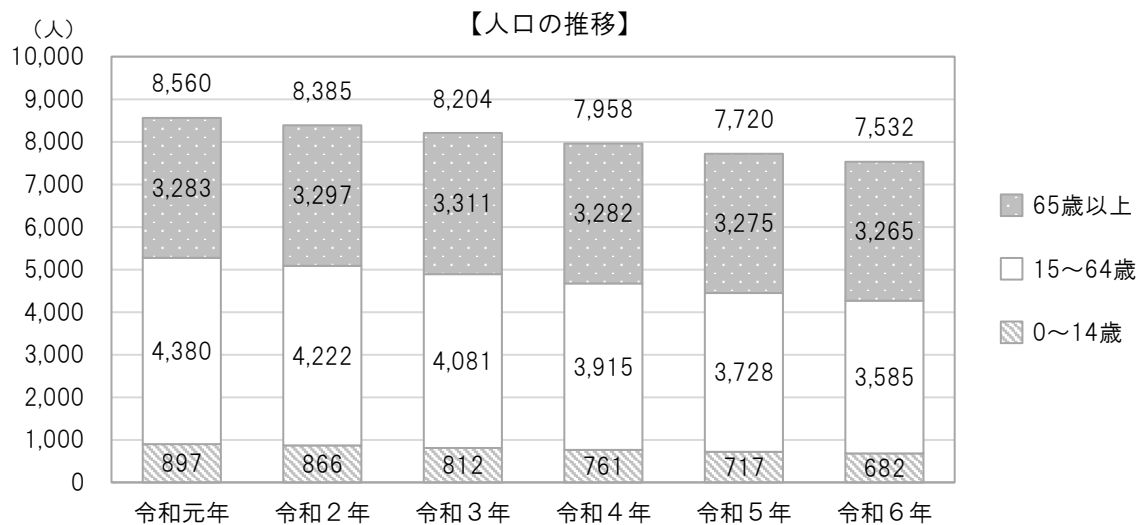
調査種別		就学前児童調査	小学生調査
調査対象者		令和5年4月1日現在で、本町内に在住する0歳から6歳までのすべての児童の保護者	令和5年4月1日現在で、本町内に在住する小学校1年生から6年生までのすべての児童の保護者
調査期間		令和6年1月	
調査方法		郵送による配布・回収	
回収状況	配布数	160件	196件
	回収数	144件	159件
	回収率	90.0%	81.1%

第2章 最上町の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1 人口の状況

(1) 人口推移

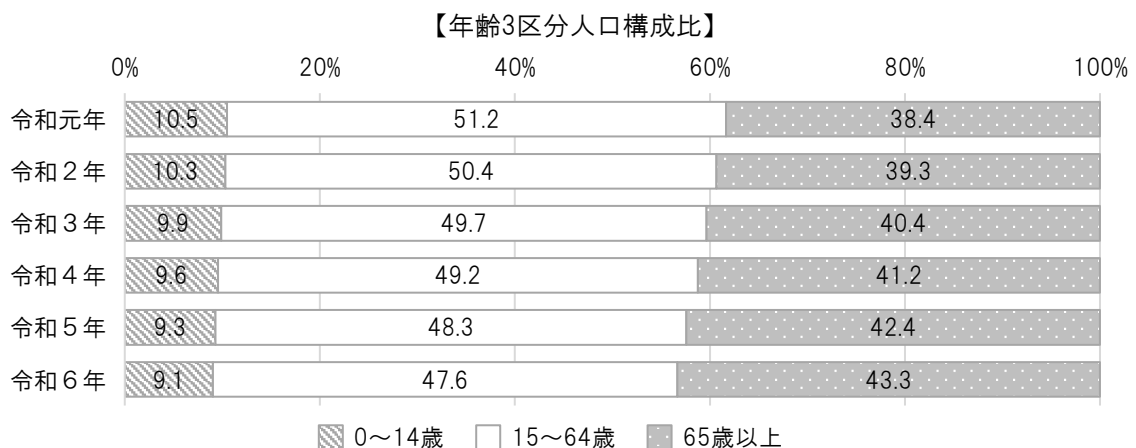
本町の人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在の人口は、7,532 人となっています。また、0～14 歳の年少人口についても同様に減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口構成比

年齢3区分人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）がともに減少傾向、高齢者人口（65 歳以上）の割合が増加傾向にあり、確実に少子高齢化の進行が進んでいます。



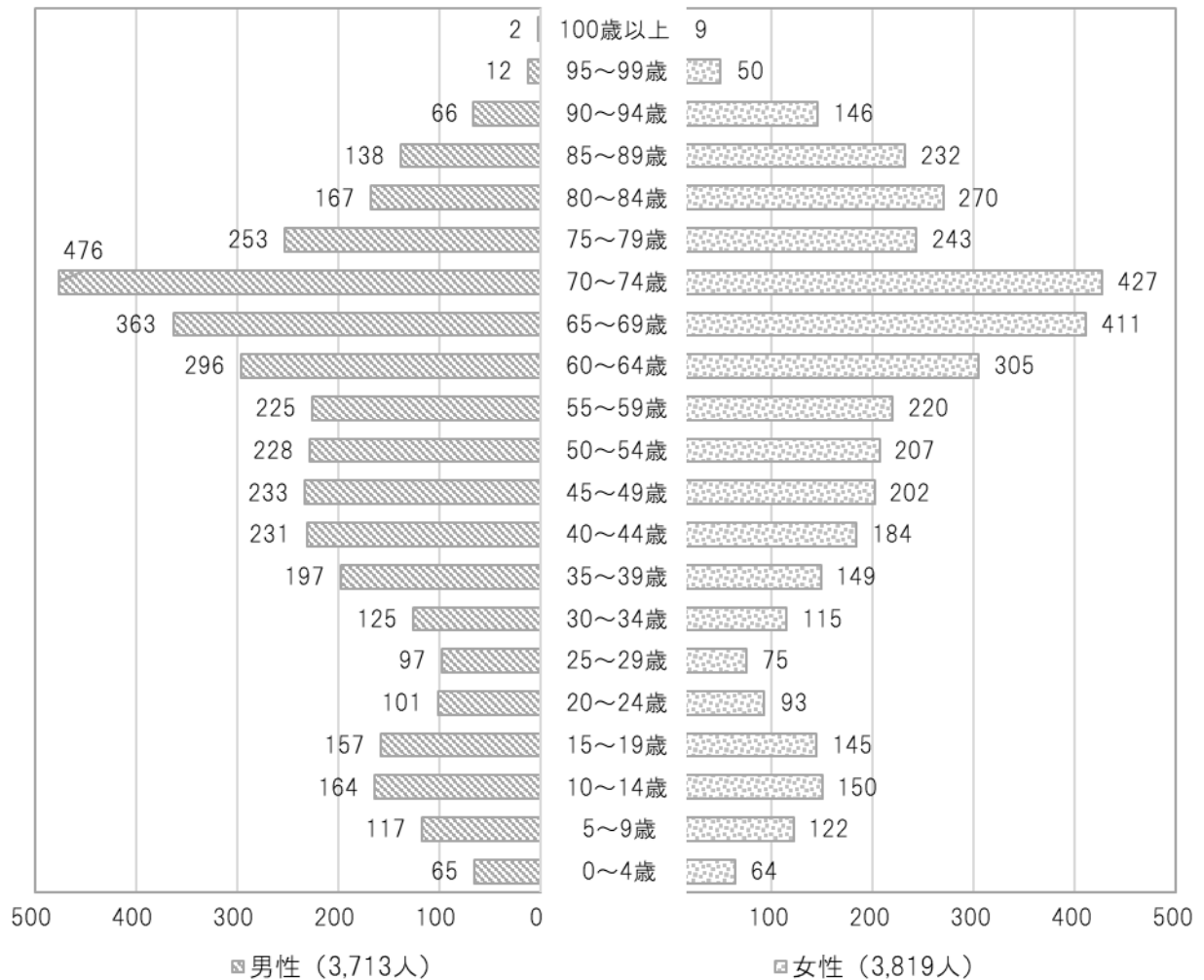
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 人口ピラミッド

令和6年3月31日現在の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来的に人口減少が予測される「壺型」(「ひょうたん型」)となっています。

20歳未満の各年齢層をみると、男女いずれも年齢が低くなるにつれて、ピラミッドの幅が徐々に狭まっています。

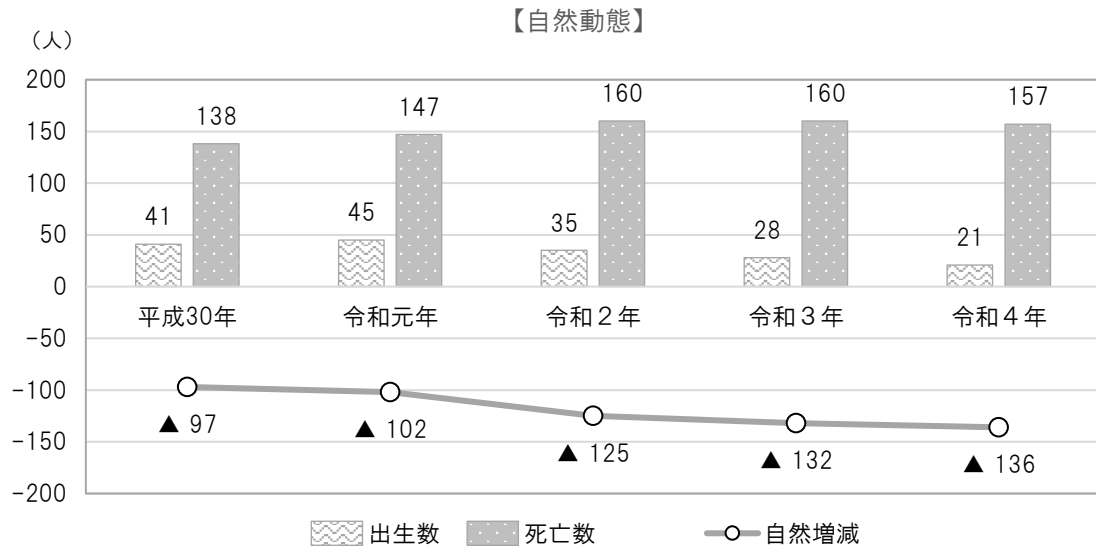
【人口ピラミッド】



資料：住民基本台帳（令和6年3月31日現在）

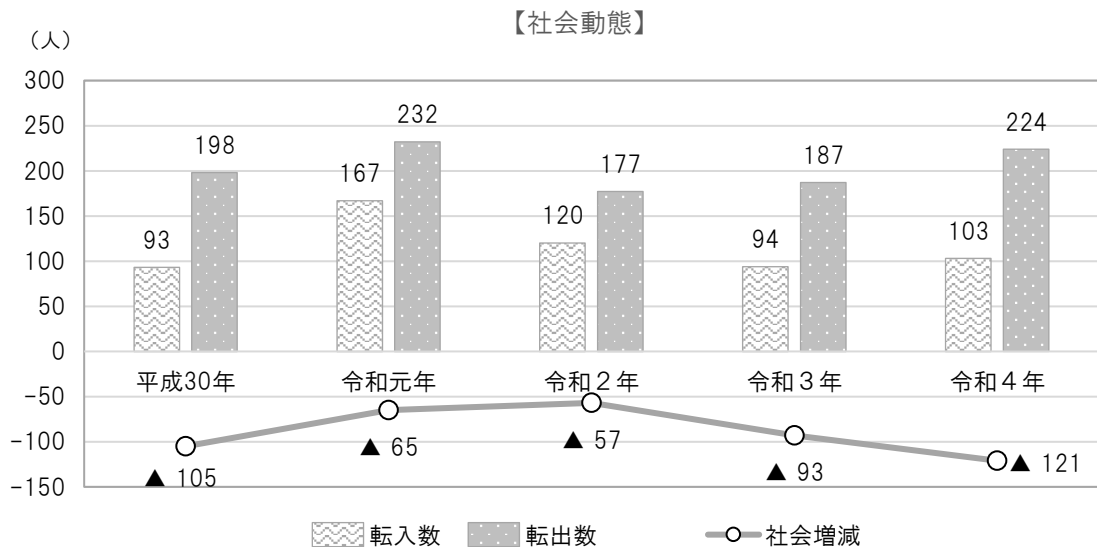
(4) 自然動態

出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を上回っており、令和4年の自然増減は136人の減少となっています。



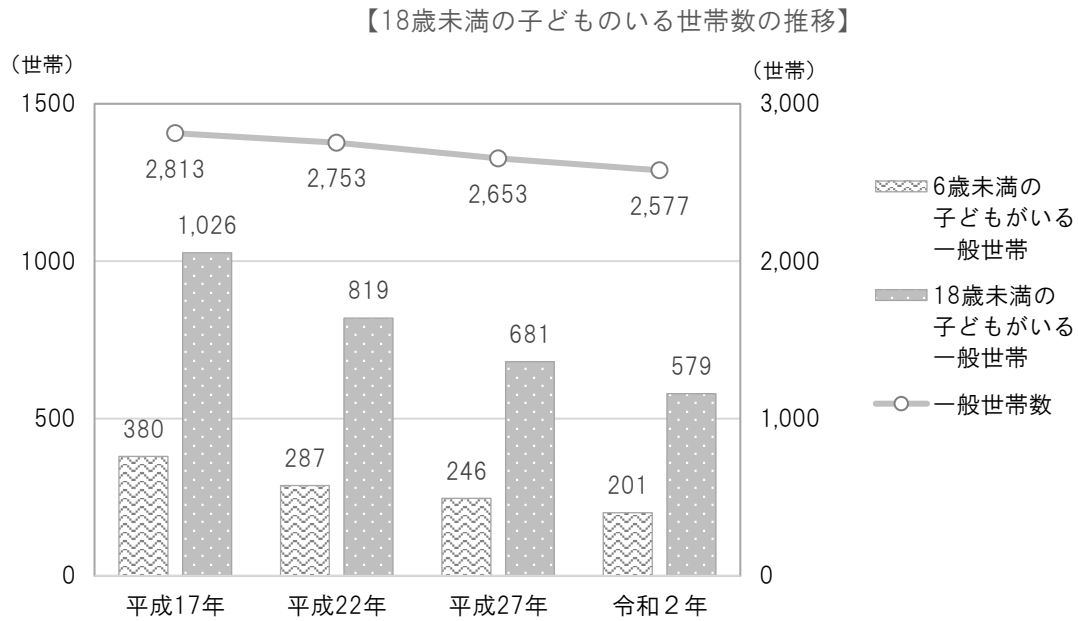
(5) 社会動態

転入数と転出数の推移は、いずれの年も転出数が転入数を上回っており、令和4年では社会増減が121人の減少となっています。



2 子どものいる世帯の推移

子どものいる世帯の推移をみると、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯はともに減少しています。

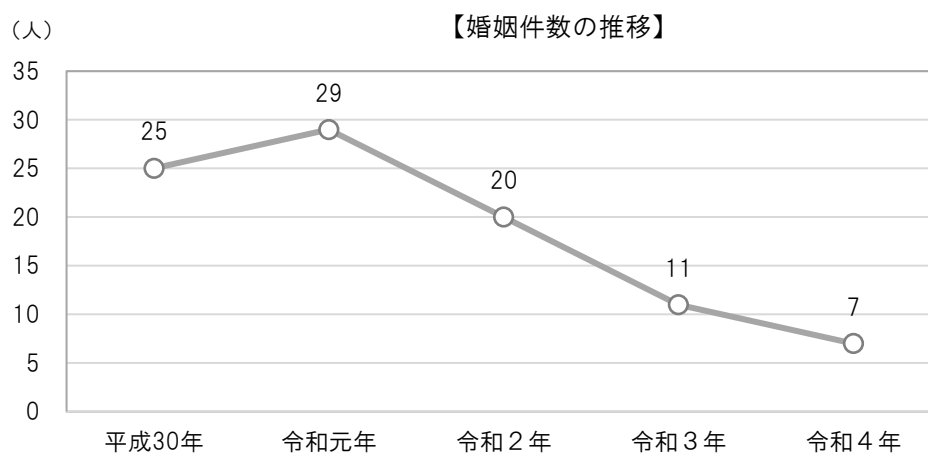


資料：国勢調査（総務省統計局）

3 婚姻、出生等の状況

（1）婚姻の状況

婚姻件数は近年は減少傾向で推移しており、令和4年では7件となっています。

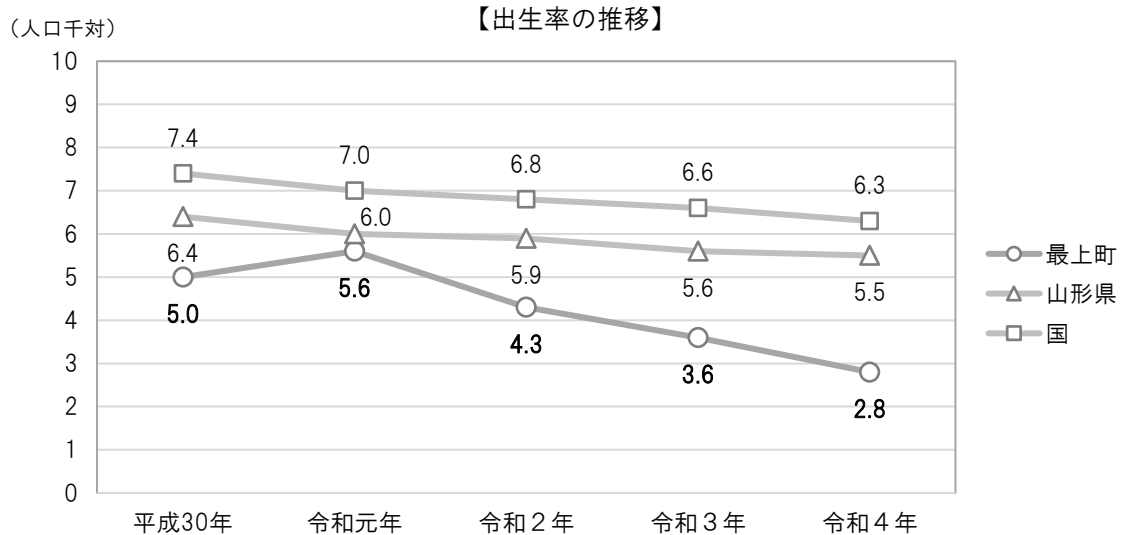


資料：山形県統計年鑑

(2) 出生率

① 出生率の推移

出生率は低下しており、令和4年は2.8となっています。また、国及び県と比較して低い水準で推移しています。

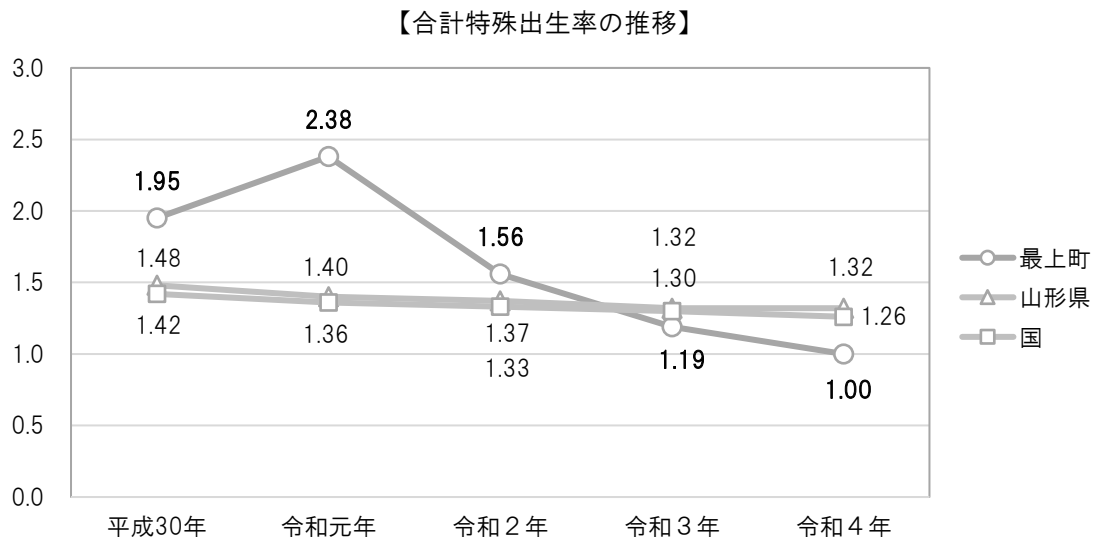


※出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千対)

資料：山形県統計年鑑・人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、過去5か年のうち、平成30～令和2年の3か年においては県及び国の水準を上回っていましたが、令和3年以降は下回っており、令和4年は1.00となっています。



※合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

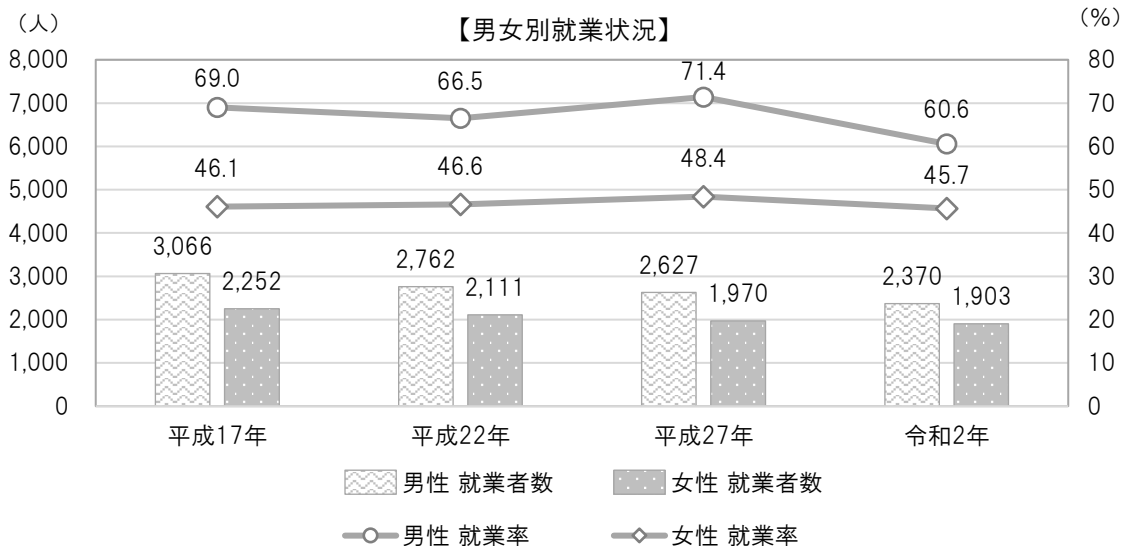
資料：山形県統計年鑑・人口動態統計

4 就業状況

(1) 就業者数・就業率の推移

就業者数の推移は、男性と女性のいずれも減少傾向にあります。

就業率については、男性は低下しているものの、女性はほぼ横ばいで推移しており、令和2年は男性 60.6%、女性 45.7%となっています。



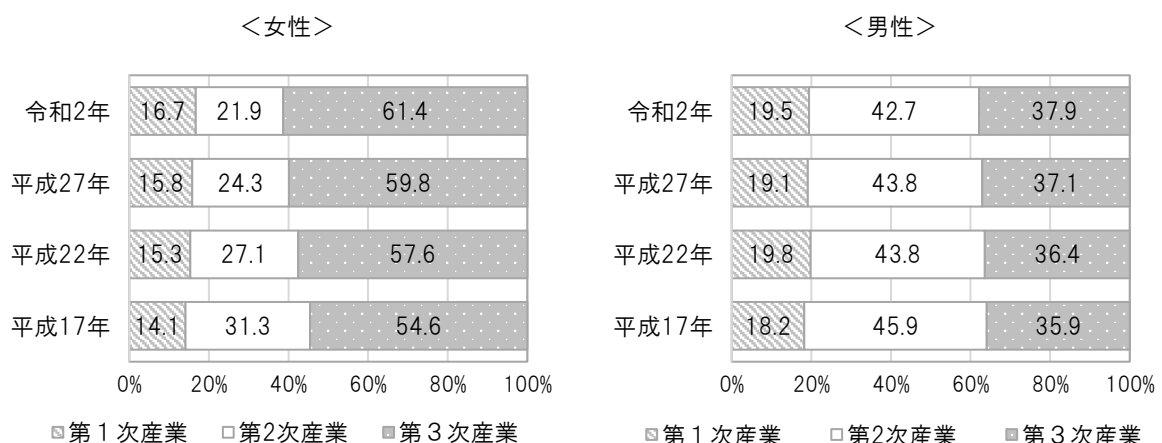
資料：国勢調査（総務省統計局）

(2) 産業分類別就業状況

産業分類別に就業者数の構成比をみると、女性は第1次及び第3次産業就業者の割合が増加傾向にある一方で、第2次産業就業者の割合が減少傾向にあります。第3次産業就業者割合が多く、令和2年では6割以上を占めています。

男性については、構成比に大きな変化はなく、女性とは違い第2次産業就業者の割合が多くっており、令和2年では4割以上を占めています。

【産業分類別の就業者数の構成】

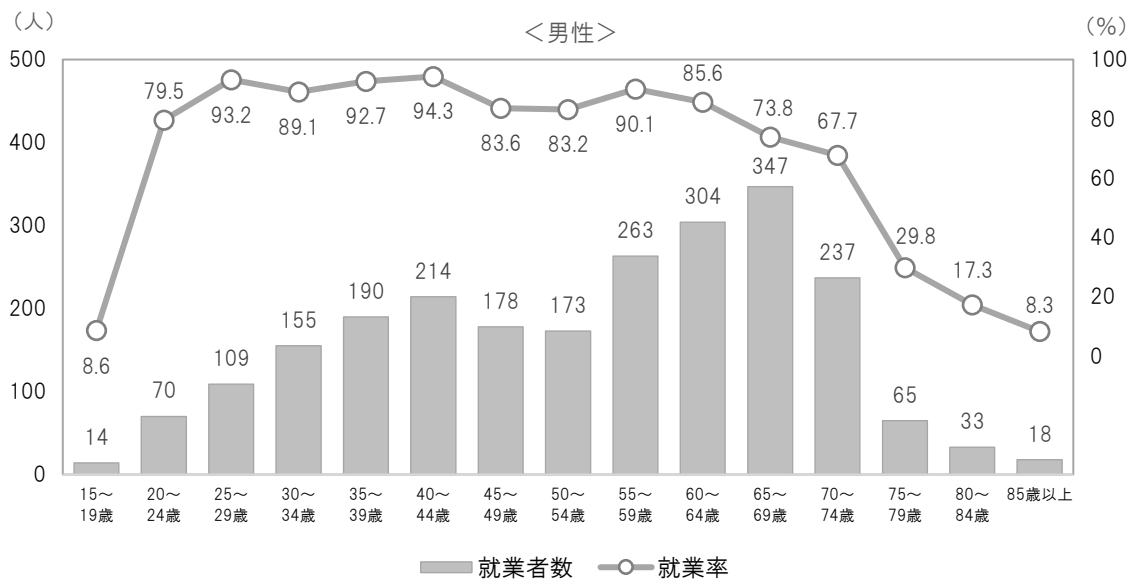
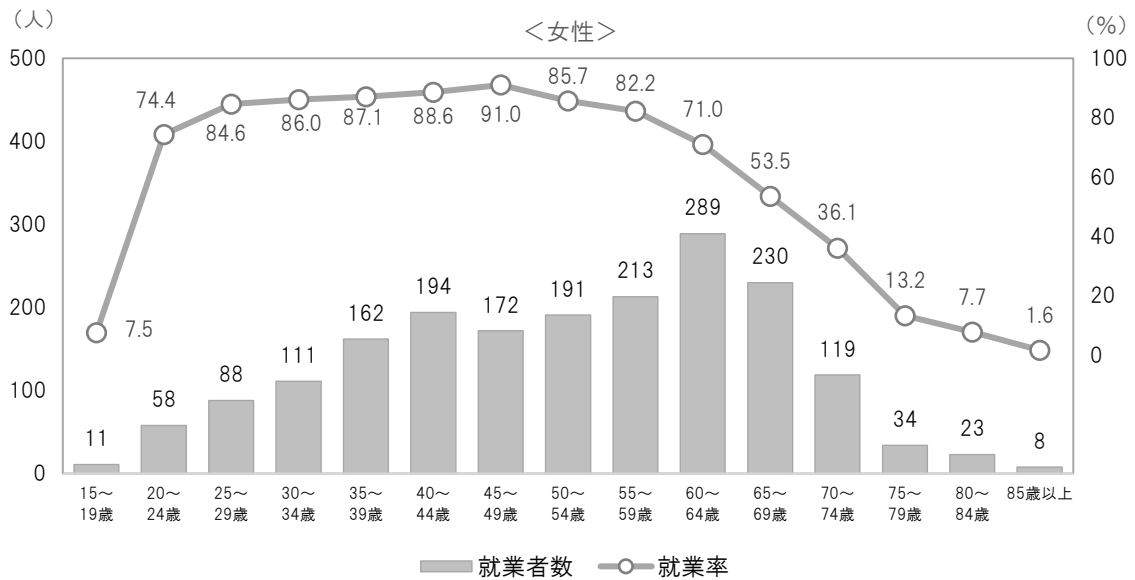


資料：国勢調査（総務省統計局）

（３）年齢別就業状況

令和２年の女性の就業率をみると、４０代までは増加傾向にあります。一方、男性は４５歳から５４歳で就業率が低下しています。

【年齢別就業人員】



資料：令和２年国勢調査（総務省統計局）

5 認定こども園・保育所等の状況



(1) 認定こども園

町内の認定こども園は「あたごこども園」の1か所で、在園児童数は100人以上で推移しています。令和5年度の在園児数は110人であり、在園児数は減少傾向にあります。

●あたごこども園の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
定員	150人	150人	150人	150人	150人
在園児童数	139人	142人	127人	117人	110人
0歳	11人	5人	6人	3人	8人
1歳	11人	16人	10人	12人	9人
2歳	21人	12人	19人	11人	15人
3歳	30人	38人	22人	33人	24人
4歳	32人	33人	37人	21人	33人
5歳	34人	38人	33人	37人	21人

各年度 10月1日現在

(2) 認可保育所

認可保育所については「大堀保育所」の1か所で、在園児童数の減少傾向がみられます。令和5年度では53人が在所しています。また、本町においては、令和5年4月1日現在、待機児童はおりません。

●町内の認可保育所の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所
定員	180人	120人	120人	120人	120人
在所児童数	81人	63人	51人	54人	53人
0歳	0人	0人	0人	0人	0人
1歳	9人	5人	3人	2人	4人
2歳	7人	15人	6人	7人	4人
3歳	11人	13人	22人	11人	12人
4歳	32人	7人	13人	21人	12人
5歳	22人	23人	7人	13人	21人

各年度 10月1日現在

6 小学校・中学校の状況



(1) 小学校の状況

町内の小学校は、令和5年度では2校・24の学級数となっています。在校児童数は令和5年度は343人となっています。

●小学校の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学 校 数	4 校	2 校	2 校	2 校	2 校
学 級 数	25 学級	21 学級	23 学級	22 学級	24 学級
児 童 数	369 人	360 人	373 人	345 人	343 人
第1学年	63 人	59 人	61 人	41 人	51 人
第2学年	68 人	63 人	59 人	61 人	41 人
第3学年	50 人	68 人	63 人	60 人	61 人
第4学年	70 人	50 人	70 人	64 人	60 人
第5学年	51 人	70 人	49 人	69 人	63 人
第6学年	67 人	50 人	71 人	50 人	67 人
男性	200 人	189 人	198 人	171 人	169 人
女性	169 人	171 人	175 人	174 人	174 人

各年度5月1日現在

資料：学校基本調査結果

(2) 中学校の状況

町内の中学校は「最上中学校」1校であり、学級数は9学級となっています。在校生徒数は減少傾向が続いており、令和5年度では171人となっています。

●中学校の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学 校 数	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校
学 級 数	11 学級	11 学級	10 学級	10 学級	9 学級
生 徒 数	232 人	217 人	191 人	187 人	171 人
第1学年	73 人	67 人	49 人	71 人	51 人
第2学年	77 人	73 人	69 人	48 人	71 人
第3学年	82 人	77 人	73 人	68 人	49 人
男性	114 人	110 人	101 人	107 人	94 人
女性	118 人	107 人	90 人	80 人	77 人

各年度5月1日現在

資料：学校基本調査結果

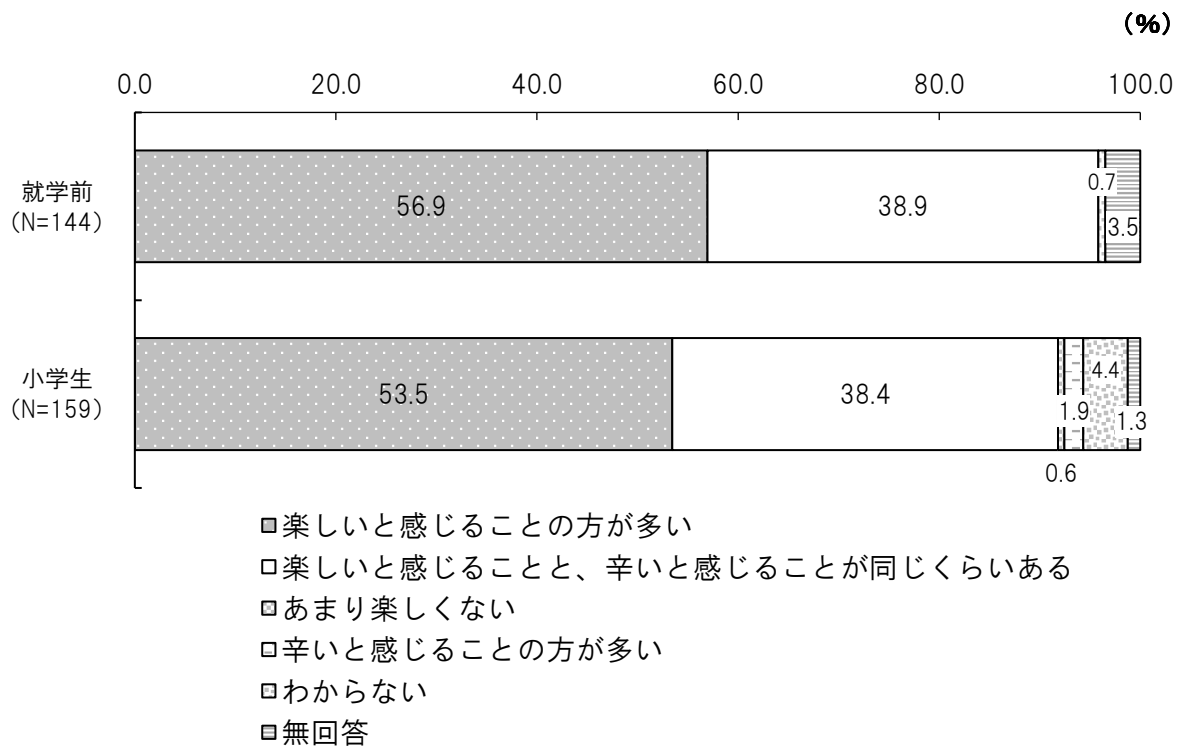
7 アンケート調査結果にみる子育ての課題



(1) 子育ての実感

① 子育ての楽しさ

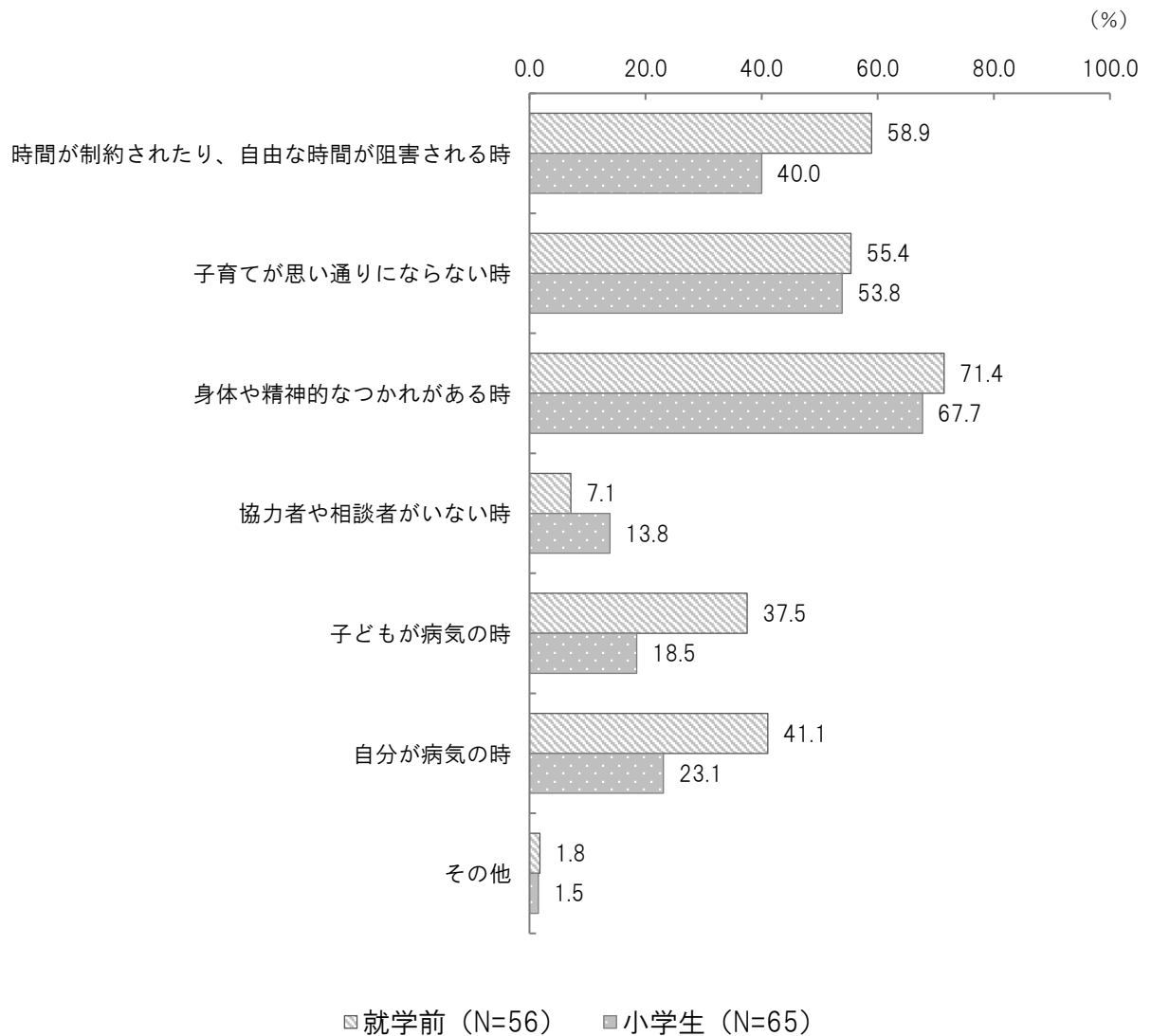
あなたは、子育てを楽しんでいることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか。



子育てに感じることにしてみると、就学前では「楽しいと感じることが多い」が56.9%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと、辛いと感じることが同じくらいある」が38.9%、「わからない」が0.7%となっています。

小学生では「楽しいと感じることが多い」が53.5%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと、辛いと感じることが同じくらいある」が38.4%、「わからない」が4.4%となっています。

辛い又は楽しくないと感じるのはどのような時ですか。

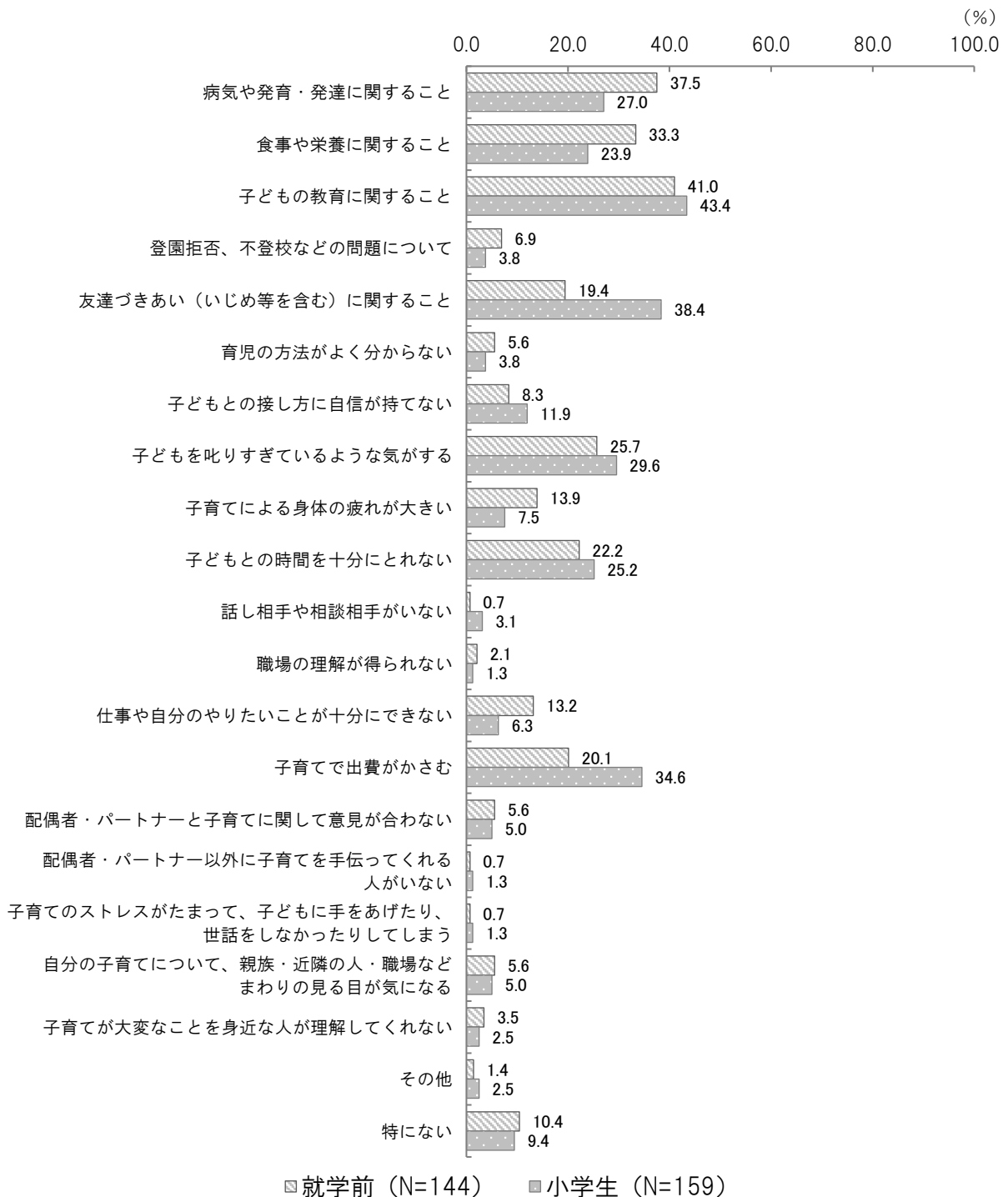


辛い又は楽しくないと感じるのはどのような時かについてみると、就学前では「身体や精神的なつかれがある時」が71.4%と最も高く、次いで「時間が制約されたり、自由な時間が阻害される時」が58.9%、「子育てが思い通りにならない時」が55.4%となっています。

小学生では「身体や精神的なつかれがある時」が67.7%と最も高く、次いで「子育てが思い通りにならない時」が53.8%、「時間が制約されたり、自由な時間が阻害される時」が40.0%となっています。

②子育てに関して悩んでいること

お子さんに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。



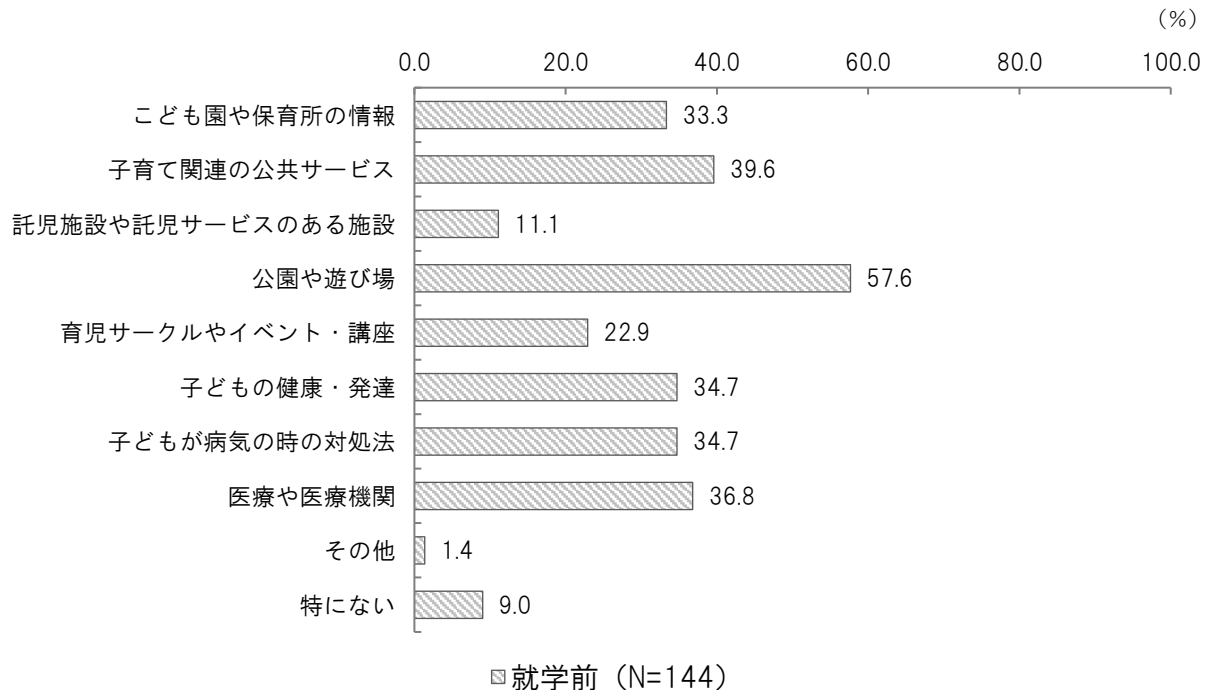
子育てで悩んでいること・気になることについてみると、就学前では「子どもの教育に関すること」が41.0%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が37.5%、「食事や栄養に関すること」が33.3%となっています。

小学生では「子どもの教育に関すること」が43.4%と最も高く、次いで「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」が38.4%、「子育てで出費がかさむ」が34.6%となっています。

(2) 子育てに必要な情報や支援

① 子育てに関して必要な情報

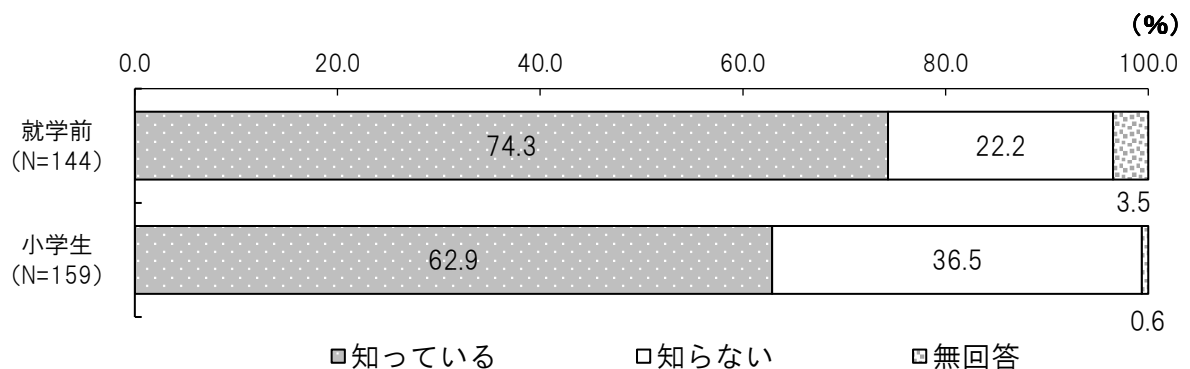
子育てに関して、どのような情報が必要ですか。



子育てに関して必要な情報についてみると、「公園や遊び場」が57.6%と最も高く、次いで「子育て関連の公共サービス」が39.6%、「医療や医療機関」が36.8%となっています。

② 育児休業の認知度

子どもが原則1歳（保育所等に入所できないなど一定の要件を満たす場合は2歳）になるまで育児休業給付が支給される仕組みがありますが、そのことはご存じですか。

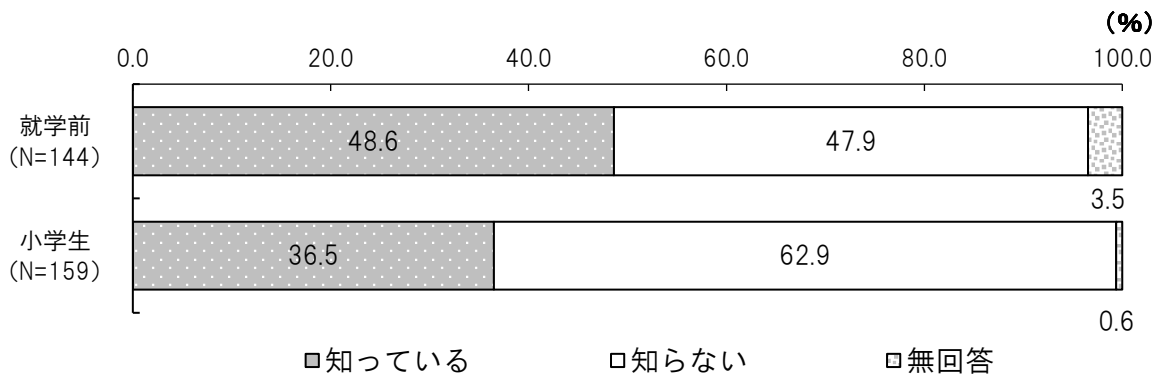


育児休業給付が支給される仕組みの認知度についてみると、就学前では「知っている」が74.3%、「知らない」が22.2%となっています。

小学生では「知っている」が62.9%、「知らない」が36.5%となっています。

③健康保険及び厚生年金保険の保険料免除の認知度

子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準する措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことはご存じですか。

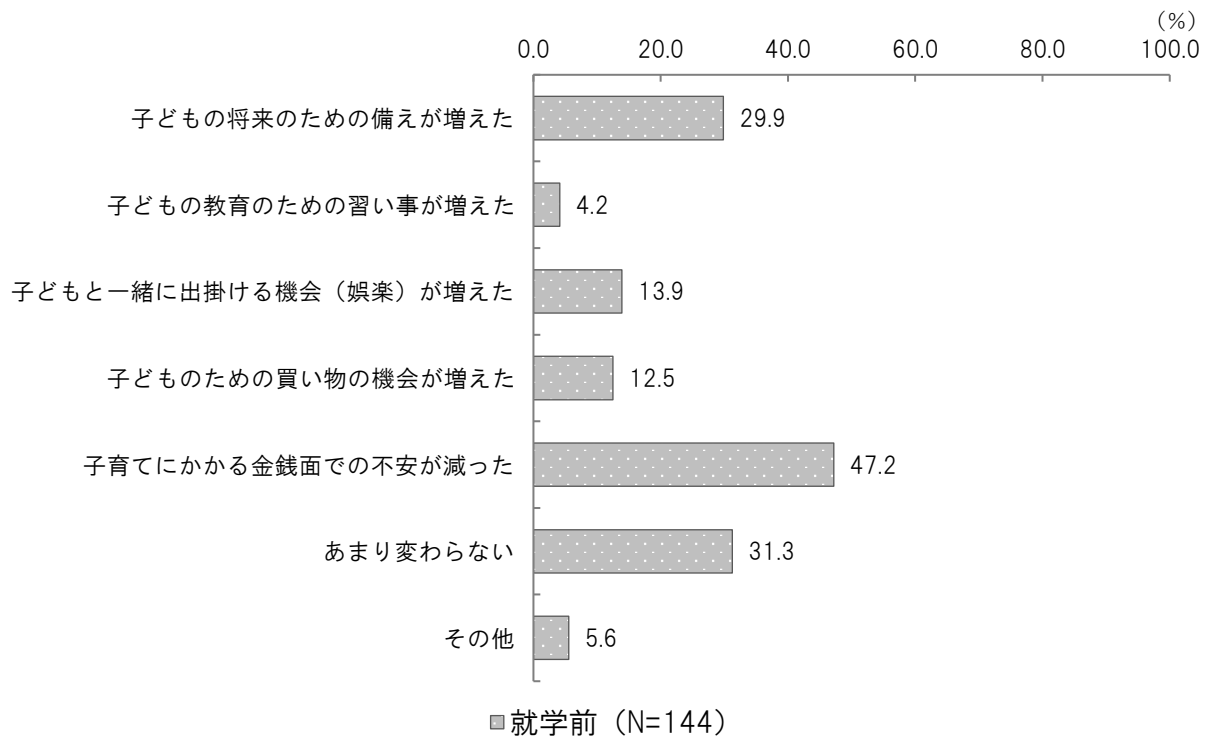


健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みの認知度についてみると、就学前では「知っている」が48.6%、「知らない」が47.9%となっています。

小学生では「知っている」が36.5%、「知らない」が62.9%となっています。

④保育料の無償化の影響

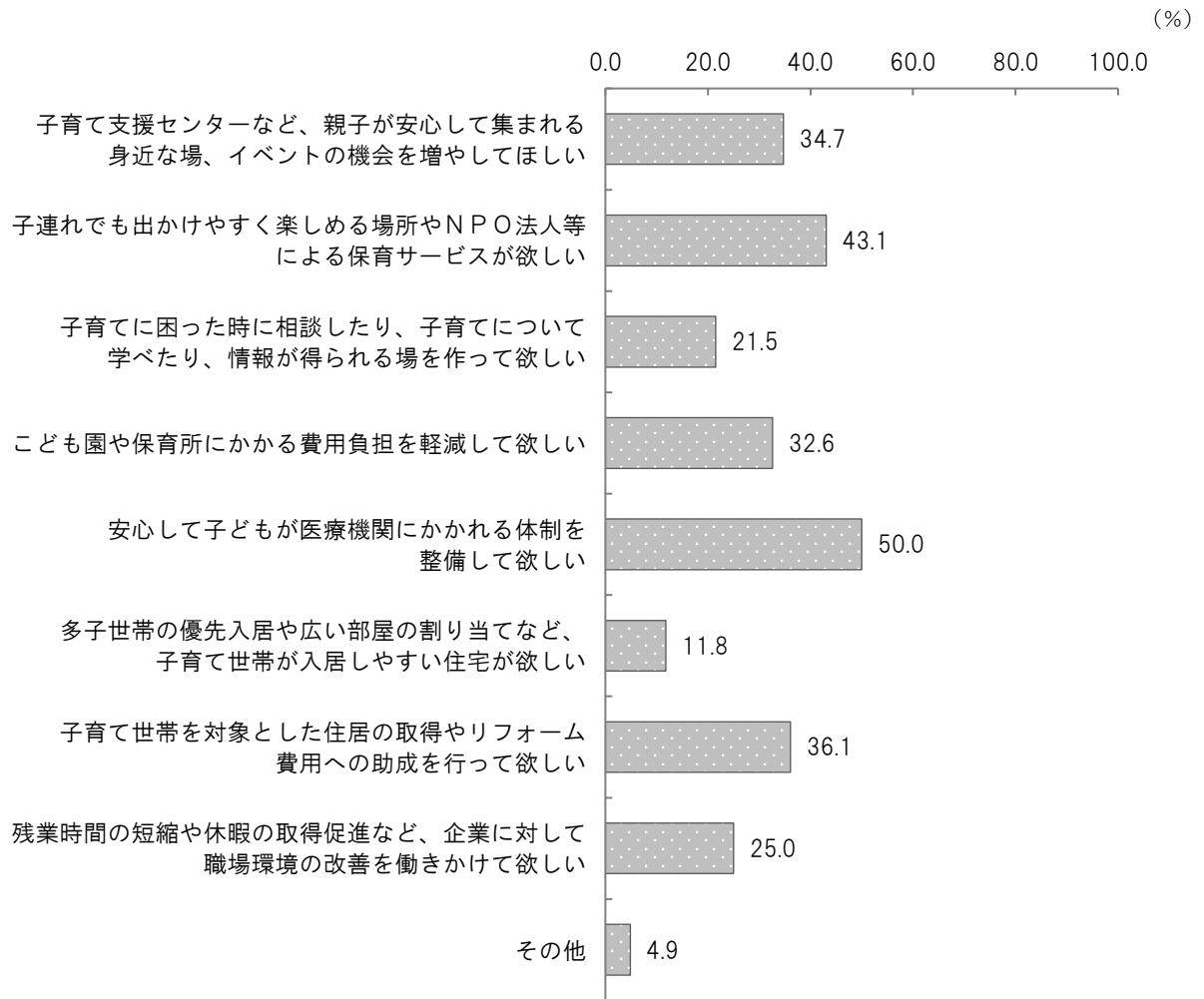
平成31年4月から国では3歳～5歳の保育料の無償化を実施していますが、それにより生活に変化はありましたか。



保育料の無償化による生活の変化についてみると、「子育てにかかる金銭面での不安が減った」が47.2%と最も高く、次いで「あまり変わらない」が31.3%、「子どもの将来のための備えが増えた」が29.9%となっています。

⑤町に期待する子育て支援策

町に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していますか。



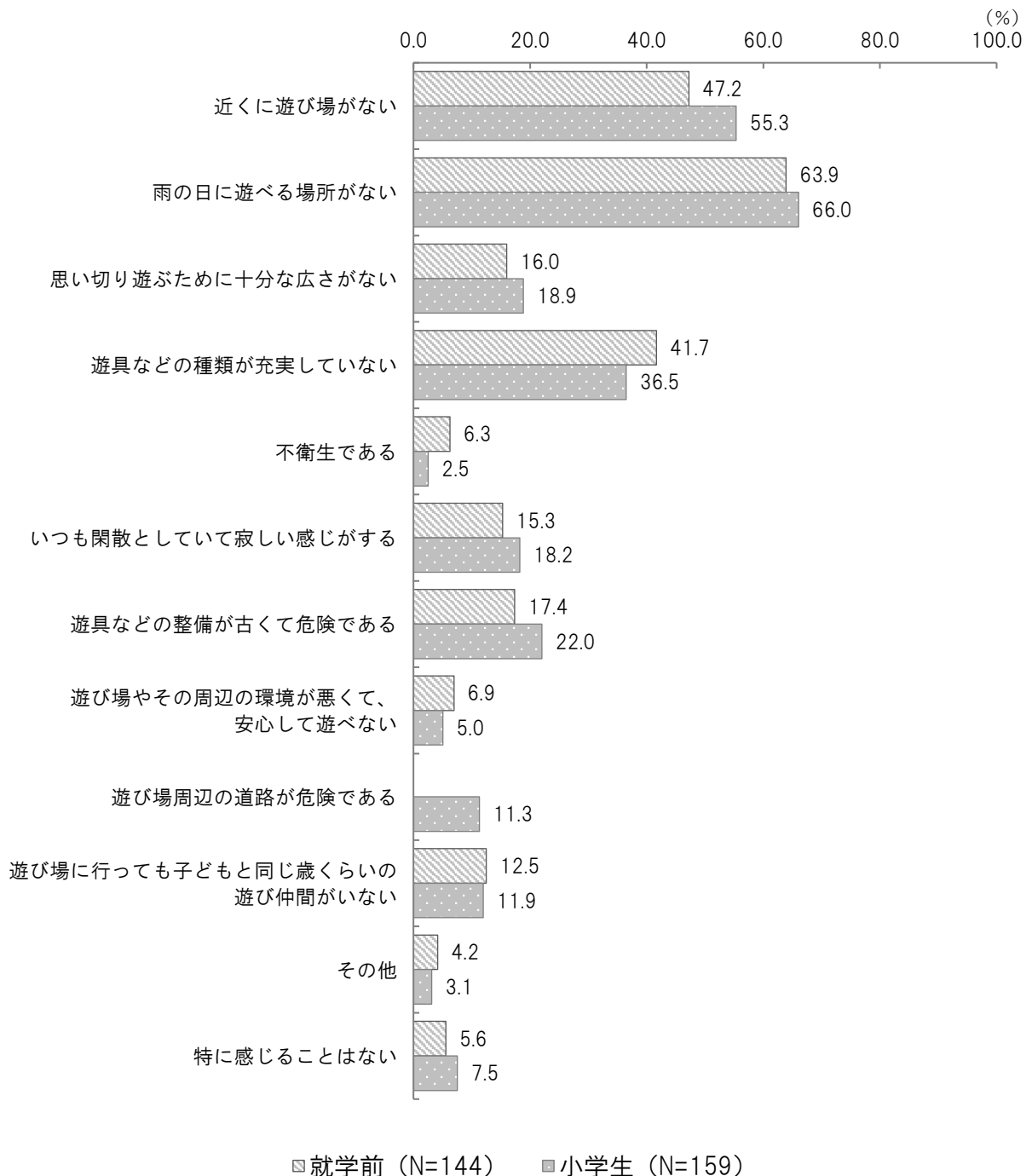
■ 就学前 (N=144)

今後充実してほしい町の子育て支援策についてみると、就学前では「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が50.0%と最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所やNPO法人等による保育サービスが欲しい」が43.1%「子育て世帯を対象とした住居の取得やリフォーム費用への助成を行って欲しい」が36.1%となっています。

(3) 子育て環境について

① 近所の子どもの遊び場について不満なこと

近所の子どもの遊び場について、日頃感じている不満はありますか。

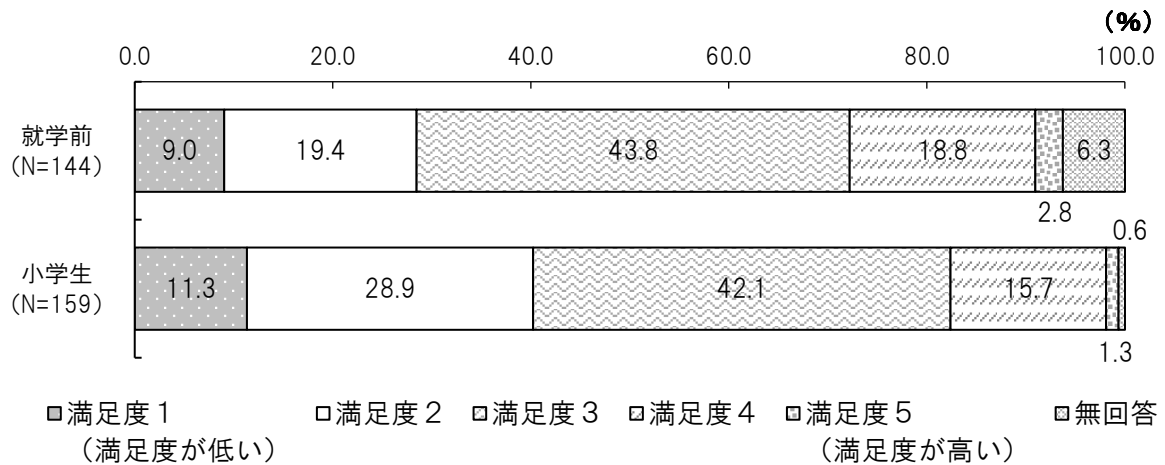


子どもの遊び場について、日頃感じている不満についてみると、就学前では「雨の日に遊べる場所がない」が63.9%と最も高く、次いで「近くに遊び場がない」が47.2%、「遊具などの種類が充実していない」が41.7%となっています。

就学前では「雨の日に遊べる場所がない」が66.1%と最も高く、次いで「近くに遊び場がない」が55.3%、「遊具などの種類が充実していない」が36.5%となっています。

②最上町における子育ての環境や支援への満足度

最上町における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。

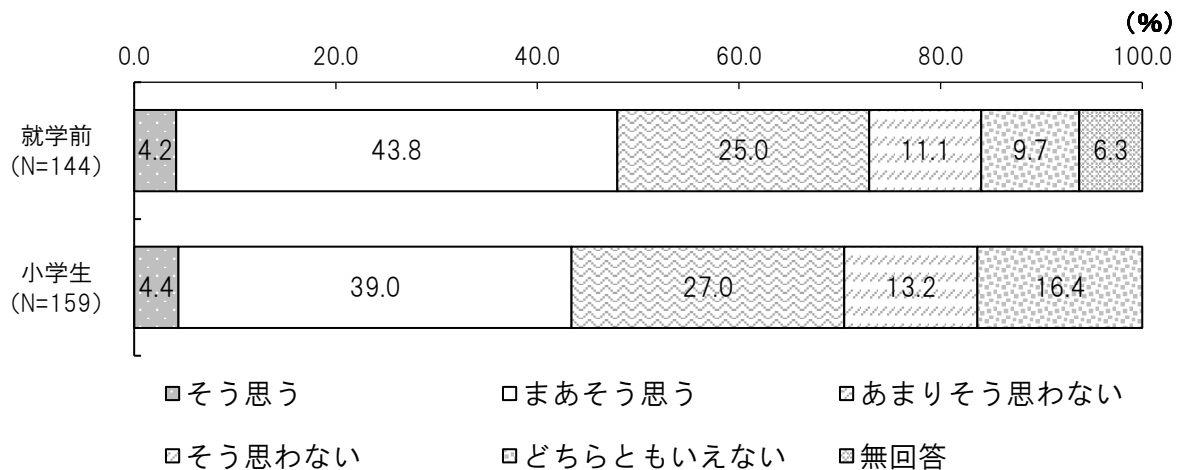


最上町における子育ての環境や支援への満足度についてみると、就学前では「満足度3」が43.8%と最も高く、次いで「満足度2」が19.4%、「満足度4」が18.8%となっています。

小学生では「満足度3」が42.1%と最も高く、次いで「満足度2」が28.9%、「満足度4」が15.7%となっています。

③最上町は子育てしやすいまちだと思うか

最上町は、子育てしやすいまちだと思いますか。



最上町は、子育てしやすいまちだと思うか尋ねたところ、「そう思う」「まあそう思う」を合わせると、就学前児童保護者が48.0%、小学校児童保護者で43.4%となっています。

⑤保護者からの自由な要望

【就学前】

分類項目	件数
交流・行事・遊び場に関する支援について	23
育児・保育・学童に関する支援について	17
日常生活に関する支援について	10
行政・社会に関する支援について	8
相談・知識・情報に関する支援について	3
健康に関する支援について	3

【小学生】

分類項目	件数
子育て環境の充実について	33
放課後の児童に関する支援について	12
保育・教育の推進について	12

8 第2次計画の評価

第2次計画で設定した成果指標の評価結果は、次のとおりです。

指 標		令和 元年度	目標値	令和 6年度	評価
1	待機児童数 ▶教育・保育施設の入所待機児童を発生させない	0人	0人	0人	◎
2	乳幼児健診の受診率 ▶乳幼児健診の受診率を高める	3-4か月	100%	100%	◎
		1歳半	98.2%	100%	◎
		3歳	96.7%	100%	◎
3	子育てに関するサークルなどの 自主的な活動に参加する割合 ▶「現在参加している」「現在は参加してい ないが、今後機会があれば参加したい」の合 計割合を増やす	就学前	37.4%	40%	△
		小学生	21.0%	30%	○
4	子育ての環境や支援への満足度 ▶最上町で子育てすることに満足している 割合を増やす	就学前	27.2%	30%	○
		小学生	20.5%	30%	△
5	特別支援教育・保育の充実と保育士等の専門 スキルの向上 ▶特別支援コーディネーターを中心とした、一人ひとりに 合わせた丁寧な保育の実践	特別支援に 関する研修 年間6回	特別支援に 関する研修 年間12回	年間13回	◎
6	子育てしやすいまちだと思える割合 ▶「そう思う」もしくは「まあそう思う」の 合計割合を増やす	就学前	61.0%	65%	△
		小学生	54.5%	65%	△

※評価区分 ◎：目標達成 ○：改善・維持 △：悪化

第3章 本プランの基本的考え方

1 基本理念

子ども・子育てに関する「まちのあるべき姿」として、本プランにおける基本理念は次のとおりです。

【基本テーマ】

子どもすこやか ささえあい 安心子育て(ち)のまち もがみ

子どもたちの健やかなる育ちを第一に据え、町や地域が子育て家庭に寄り添い、子育ての負担や不安、孤立感を和らげるための支援が必要です。

本町には、祖父母から孫までが共に暮らす世帯が多いという地域特性を生かすために、祖父母などの家族による手助けを大切にしながら、近隣住民による地域の応援を引き出し、本町内のすべての保護者が、わが子と向き合える環境を整えていきます。

さらに、各家庭における多様な「希望」がかなえられる社会を目指すために、教育・保育をはじめ、子育て支援、子どもの保健・医療、教育など、暮らし全般に関わる環境の充実を図っていきます。

子どもたちが健やかに生まれ、豊かな環境の中で元気にのびのびと育ち、本町を愛し、いつまでも住み続けたいくなるよう、最上町に暮らすすべての子どもも、保護者も、地域も笑顔になれるプランのもと、地域全体が力を合わせて子どもの育ちと子育てを支援する「子育て大国」の構築・実現を目指します。

2 基本的な方針

本プランにおいては、こども大綱の考え方を踏まえて、以下を基本的な方針として子ども施策を推進します。

子どもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図ります。

未来を担う子どもは、自立した個人として権利を持っています。彼らの権利を保障し、個性を尊重しながら差別等から守り、最善の施策を推進します。

子どもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進めます。

子どもの意見を尊重します。意見を表明することに消極的、表明が困難な子どもに配慮し、子どもや育児当事者が安心して意見を述べる場所を提供し、対話しながら社会課題を解決します。

子どもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援します。

乳幼児期、学童期、思春期に至るまで、特定の年齢で途切れることなく教育や保健・医療、福祉などの必要な支援を行い、子どもと育児当事者を支えます。

成育環境を整えすべての子どもが幸せに成長できるようにします。

貧困や格差のない環境を確保し、すべての子どもが幸せな状態で成長できる基盤を作ります。

関係機関や、民間団体などとの連携を重視します。

県をはじめ近隣自治体や民間団体等と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、子ども施策を推進します。

また、子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する者など、子どもに関わる様々な関係者と協力し、これらの共助を支えます。

3 基本目標

本プランの基本理念に基づき、以下に掲げる5つを、本町の子ども・子育て支援の課題解決に向けた「基本目標」とします。

基本目標1 地域における子育て支援の充実

子どもの健やかな成長に向け、保護者が安心して子育てできるためには、子育て支援の一層の充実を図ります。

そのため、幼児期の教育・保育の確保や子育て支援事業の適切な実施を図るとともに、情報提供や相談対応などの総合的な支援の充実を図ります。

基本目標2 母親並びに乳幼児などの健康の確保と増進

子どもが健やかに成長するためには、親子が心身ともに健康であることが大切です。そのため、子どもを安心して生み育てられるよう、母子保健医療の充実をはじめ、親の子育てへの不安や負担の軽減化にむけて、きめ細かな相談支援などの取り組みを進めます。

保健、医療、福祉、教育の各分野の連携を進め、地域における総合的な保健医療体制の充実を図ります。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが、この町を理解しこの町に将来住み続けようと思えることが将来のまちづくりにとって大切です。

このため、学校、家庭、地域社会が連携・協働し、最上町の特性である豊富な地域資源の活用による、地域全体の教育力の向上を目指します。家庭と地域の願いを理解し、「もがみの豊かな自然の中で個性や自主性を伸ばし、豊かな人間性と健やかに生きる力が身に付いた」と子ども自身が実感できるような子育て環境を整備をします。

基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備と地域社会の形成

子どもを安心して産み育てるためには、家族のみんなが暮らしやすく、子どもの安全も確保される生活環境が不可欠です。

このため、結婚と定住の双方を促進するとともに、公共施設、公園・児童遊園等、公共・公的施設における遊び場の確保や道路交通環境等の整備を推進します。さらに、夫婦が協力し合い、祖父母や地域が子育てを応援する中で、子育てに従事する夫婦の仕事と家庭生活とのバランスがとれた多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた環境づくりに取り組みます。また、ひとり親家庭への支援についても充実を図ります。

基本目標5 要保護児童への対応等に関する取り組みの推進

すべての子どもの最善の利益を実現する観点から、障がいのある子どもやひとり親の子どもなどに対して、それぞれの状況に応じた適切な対応・支援を図ることが必要です。また、必要な場合には、健やかな育ちが保障されるための支援や保護などが求められます。

このため、障がいのある子どもに対する特別支援教育等の推進、虐待を受けている児童の保護など、子どもや子育て家庭が置かれている実状や支援の課題を踏まえた多様な取り組みを推進します。

4 プランの体系



基本テーマ

子どもすこやか ささえあい 安心子育て(ち)のまち もがみ

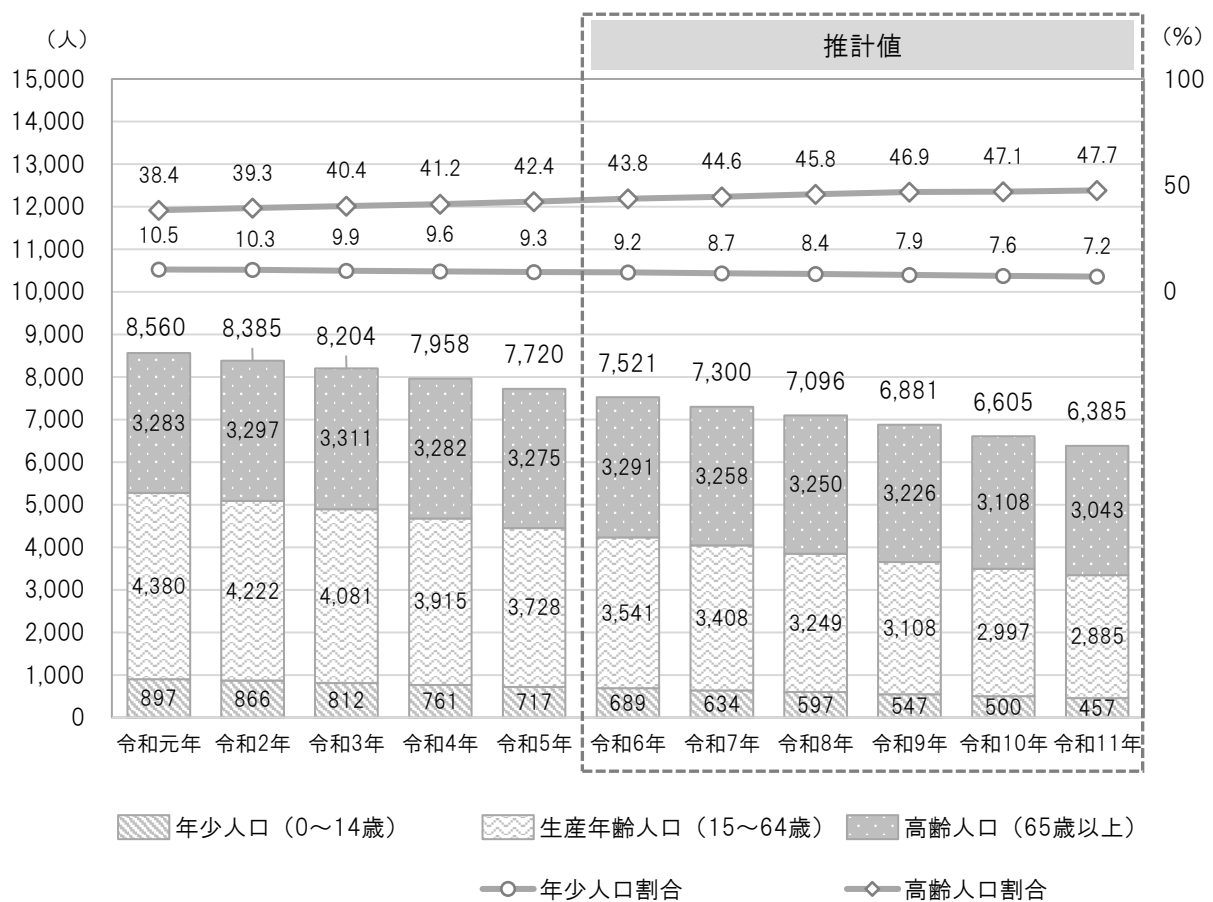
基本目標		施策の方向
1	地域における 子育て支援の充実	(1) 育児に関する相談と情報提供の充実
		(2) 幼児期の教育・保育環境の整備
		(3) 子ども同士がふれあう遊び場と児童の放課後の居場所等の確保
		(4) 家庭や地域の子育て(ち)力の向上
		(5) 経済的な支援
2	母親並びに乳幼児などの 健康の確保と増進	(1) 妊娠・出産から乳幼児期の保健対策と小児医療の充実
		(2) 学童期・思春期等における保健対策
		(3) 食育の推進
3	子どもの心身の健やかな成長 に資する教育環境の整備	(1) 次世代を担う若者の自立支援
		(2) 幼保一元化教育の推進
		(3) 子どもがのびのびと元気に育つ教育環境の充実
4	子育てにやさしい生活環境の 整備と地域社会の形成	(1) 子育てを支援する生活環境の整備
		(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進
		(3) 子どもの安全を確保する取り組みの推進
		(4) 子どもの貧困問題に対する支援の充実
5	要保護児童への対応等に 関する取り組みの推進	(1) 特別支援児のいる家庭への支援の充実
		(2) 児童虐待の予防と早期発見・対応の充実
		(3) ひとり親家庭の支援の充実

5 児童数の将来推計

本町の令和5年4月1日現在の住民基本台帳の実績人口を基点に、令和6年以降の将来人口を推計したところ、総人口は減少傾向で推移し、令和11年には6,385人と推計されます。

また、年齢3区分別の人口推移をみると、0-14歳の年少人口については今後減少傾向で推移するものと見込まれ、令和11年には年少人口は457人、年少人口割合は7.2%になると推計されます。

【最上町の推計人口】

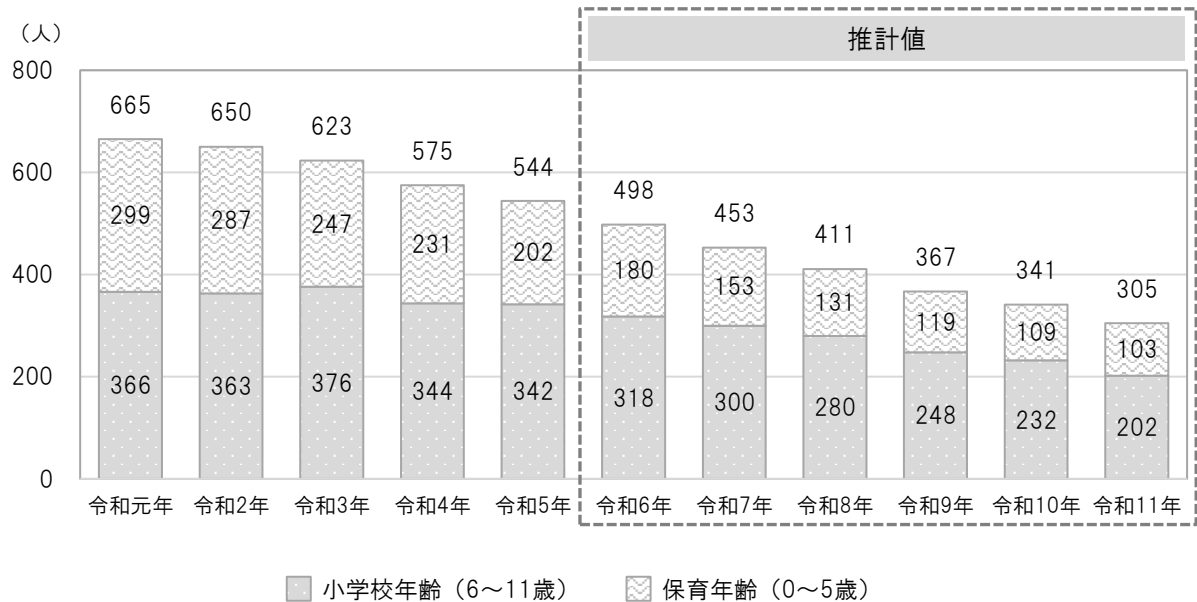


資料：令和元年から令和5年は住民基本台帳からの実績値（各年4月1日、外国人登録含む）
令和6年以降はコーホート変化率※による推計値

※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

本町の人口推計結果から、0歳から11歳までの児童数をみると、減少傾向で推移し、計画期間の最終年を迎える令和11年には305人となり、令和5年に比べて239人減少するものと見込まれます。

【児童数の将来推計】



年齢	実績値					推計値					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	39	44	28	26	22	22	20	18	18	16	16
1歳	49	45	41	29	26	22	22	20	18	18	16
2歳	48	46	44	39	29	25	21	21	19	17	17
3歳	44	50	44	44	38	28	24	20	20	18	16
4歳	62	40	50	43	45	38	28	24	20	20	18
5歳	57	62	40	50	42	45	38	28	24	20	20
保育年齢 (0～5歳)	299	287	247	231	202	180	153	131	119	109	103
6歳	64	59	61	40	50	42	45	38	28	24	20
7歳	65	63	59	60	41	51	43	46	39	29	25
8歳	56	68	63	59	61	41	51	43	46	39	29
9歳	67	52	70	64	60	62	41	51	43	46	39
10歳	54	71	51	69	63	59	61	41	51	43	46
11歳	60	50	72	52	67	63	59	61	41	51	43
小学校年齢 (6～11歳)	366	363	376	344	342	318	300	280	248	232	202

資料：令和元年から令和5年は住民基本台帳からの実績値（各年4月1日、外国人登録含む）

令和6年以降はコーホート変化率法による推計値

第4章 基本目標に係る施策の展開（最上町の子育て育成支援）

第2次計画の施策・事業の取組状況の評価を行い、第3次計画における具体的な取組を検討しました。なお、評価結果については、5段階のランク付けを行い、表中にA～Eで示しています。

判定	考え方
A	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20～50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

1 地域における子育て支援の充実

（1）育児に関する相談と情報提供の充実

子育てに関する相談については、子育て支援センターをはじめ認定こども園や認可保育所で随時対応しています。また、健康センターでは、保健師等による育児相談を実施しているほか、乳幼児健康診査等で個別に育児相談を行っています。令和7年度からは、こども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談体制の充実を図ります。

情報提供については、ホームページやSMSによる配信、広報紙、子育てガイドブックの配布のほか、子育てに関わる子育て教室や研修会等をとおして行っています。

本町の子育て家庭の不安・負担の解消が図られ、子育てに関する判断がきちんとできるよう、育児に関する必要な情報提供と相談体制の充実を図ります。

行政の取組		主な所管	評価
育児に関する 相談支援の充実	幼児相談事業の周知・徹底を図ります。	健康福祉課	B
	誰もが相談しやすい方法や相談体制を構築します ・こども家庭センターを中心とした相談支援の充実を図ります。 ・専門相談員の配置などを図ります。	こども支援課	C
		健康福祉課	B
	身近な場所で気軽に集える場（こどもの広場事業）を設定します	こども支援課	B
訪問指導の実施	訪問指導を実施します （新生児・乳幼児）	健康福祉課	A
情報提供の充実	子育てガイドブックの作成・配布などによる情報提供を行います	こども支援課 まちづくり推進室	A
	広報紙を活用した周知活動を行います ・ホームページの活用を充実させます。 ・町ホームページ及びSMSによる子育て支援センター等の情報配信をします。	こども支援課	B

子どものいる家庭・地域の取組
★育児に悩んだときや迷ったときは、気軽に相談します。 ★家族内での役割を分担し、育児に関わる人がリフレッシュできるように協力します。 ★健診を忘れずに受け、その機会に育児について家族で話し合います。 ★各種教室や講演会などに積極的に参加し、育児を学び、家族で話し合います。

（２）幼児期の教育・保育環境の整備

社会構造の変化とともに女性の社会進出が進み、結婚や出産後も仕事を続ける女性の増加に伴い、子どものいる家庭のライフスタイルや働き方が変化し、保育サービスに対するニーズも多様化しています。最上町独自の取り組みとして、適時適育の基本方針のもと3歳以上の幼児全員のけいれや未就園児も利用できる一時預かり事業など、多様な保育サービスを提供しています。

このような状況を踏まえ、保護者が安心して子育てと仕事が両立できるように、一時預かり事業や延長保育等の多様な保育サービスの更なる充実に努めるとともに、子育て支援拠点を核とした支援ネットワークの充実を図ります。

行政の取組		主な所管	評価
多様な保育サービスの充実	一時預かり事業を充実します ・子育て支援センターでの受入れ体制を充実します。	こども支援課	B
	未満児（0～2歳児）保育の充実を図ります	こども支援課	B
教育・保育施設におけるアレルギー対策	入園・入所する児童のアレルギーについて保護者に確認します	こども支援課 給食センター	B
		教育文化課	A
	アレルギーの原因となる卵、牛乳などを除去し、代替食品を使用した給食を提供します	こども支援課 給食センター 教育文化課	B
	エピペンの使用方法、救急救命方法など、保育者や教職員に対して緊急時の対応に関する講習を行います	こども支援課 教育文化課	B

子どものいる家庭・地域の取組
★経験した力を地域の子育てに生かします。 ★必要な保育サービスを利用します。

（３）子ども同士がふれあう遊び場と児童の放課後の居場所等の確保

少子化が進むなか、子ども同士がふれ合う機会が少なくなっています。このため、幼いころから子ども同士がふれあう遊び場を提供するとともに、多くの親子が利用しやすい環境づくりが重要です。

就学児については、核家族や共働き家庭が増加しており、また、小学校の統合により学校区が広がってきたことにより、放課後や休日等に友だちなどと一緒に安心して過ごすことができる場所を確保することが求められています。

今後も、就学前児童が保護者とともに利用できる遊びの場、小学校児童が放課後等に利用できる遊び場・生活の場の充実を図ります。

行政の取組		主な所管	評価
幼児・児童のための施設の充実	子ども達が遊べる公園及び図書室の充実を図ります ・すこやか広場等の児童遊園を整備し、安心して遊べる場を提供します。	こども支援課 教育文化課	B
世代間の交流	生涯学習講座の中で児童・幼児との交流を行うとともに、活動内容について町民に広く発信します ・ボランティア団体による文化祭への参加、祖父母参観を検討します。	教育文化課	B
放課後児童クラブ	放課後児童クラブを設置・運営します ・保育ニーズに合った、放課後児童クラブを運営します。	こども支援課	B
放課後子ども教室	土曜日に体験・交流活動などを行う放課後子ども教室を実施します。 ・地域ボランティアによる文化やレクリエーション、地域活動等の居場所づくりを検討します。	教育文化課	A
子どもの居場所づくりの推進	休日の子どもたちが自由に利用できる居場所づくりを検討します ・空校舎の体育館等を利用した遊び場の確保に努めます。	こども支援課	新規
学校施設の利活用	小中学校（グラウンド、遊具）を開放します ・学校施設の開放を推進します。	教育文化課	B

子どものいる家庭・地域の取組
★各種の遊び場に積極的に参加して同世代の子どもたちと交流します。 ★スマホやTVゲームは使用する時間を決めます。 ★学校から帰ってきた子どもたちを見守ります。 ★危険なことや迷惑がかかること、いたずらをしていたら注意します。 ★注意された親はそれを受け止め、子どもにも教えます。

（４）家庭や地域の子育て(ち)力の向上

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。さらに、地域の中でも様々な経験(地域教育力)をとおして、心身ともに健やかに成長していきます。

次世代を担う子どもたちが地域でたくましく成長していくためには、子ども自身が地域のよさを知り、自らの健やかな心や成長を目指そうとする力を自覚するなかで、心身ともに健康で豊かな情操と創造力を養い、個性や自主性を育む環境が必要です。「地域の伝統行事」や「祭り」などへの積極的な参加を促し、地域での子どもの居場所づくりやボランティア精神等を醸成することが必要です。

本町では、授業参観、PTA講演会、祖父母講演会などを開催し、家庭教育の重要性や親の役割などを学習する機会を提供しているほか、子どもたちが豊かな自然にふれながら様々な体験ができる環境学習、福祉体験や職業体験の学習機会の充実にも取り組んでいます。

今後も、保護者が子育てに自信を持ちながら子どもと向き合えるよう、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。また、家庭のみならず、地域全体で子育て(ち)を支援するという認識のもと、家庭と地域社会が連携・協働して子育て(ち)を行うことができるよう、町民の理解と協力を促進していきます。

行政の取組		主な所管	評価
地域における 児童育成組織 の整備	地域児童育成ネットワークの整備をします ・学校や地域などの関係機関との連携を強化します。	教育文化課	E
家庭教育支援の 充実	家庭教育に関する学習機会を提供します ・すべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、講演会等を開催します。	各学校	B

子どものいる家庭・地域の取組
★地域において、保護者や家庭の支援に協力します。 ★不登校に対する誤解をなくします。 ★子どもと子育て家庭を温かく見守ります。 ★配慮を要する幼児・児童生徒に対して地域全体で支援します。 ★地域の行事に積極的に参加し、地域コミュニティの形成に努めます。

（５）経済的な支援

本町では、国の制度に基づく各種手当の支給や医療費助成のほか、保育料の負担軽減、出生時の祝い金支給を実施し、子育て世帯への支援と少子化対策を行っています。

今後も、祝い金制度の継続に努めるとともに、子育て世帯に対する各種助成や手当の周知、支給の円滑化などを図ります。

行政の取組		主な所管	評価
保育料負担の軽減	保育料の負担の軽減を図ります ・ 3歳児から5歳児の保育料の無償化を実施します。 ・ 未満児の保育料の負担軽減化を実施します。	こども支援課	B
祝い金の支給 （町独自）	出生時に祝い金を支給します	こども支援課	A
医療費の助成	高校生までの医療費助成を継続します	健康福祉課	B
各種手当の支給	児童手当を支給します ・ 認定を受けた障がい児に特別児童扶養手当を支給します。	こども支援課	A
通学定期券の支給	小中学生の登下校時デマンドバス、JRを使用する際の定期券を支給します	教育文化課	B
家庭保育応援給付金の支給	保育施設入所前のお子さんを家庭で保育している保護者に対し、給付金を支給します	こども支援課	新規
入学祝い金の支給条件の見直し	小学校入学時に、入学祝い金を支給します	こども支援課	新規

子どものいる家庭・地域の取組
★家庭での子育てにかかる費用について、計画的な家計管理を行います。

2 母親並びに乳幼児などの健康の確保と増進



（１）妊娠・出産から乳幼児期の保健対策と小児医療の充実

子どもの健やかな成長において、母親の健康は大きな影響を及ぼすことから、妊娠や出産から乳幼児期において、定期的な健康診査や適切な保健指導を受けることが重要です。乳幼児健康診査は、子どもの成長の確認や病気の早期発見等、大きな役割を果たします。

本町では、母子保健対策を推進するとともに、出産・育児に関する正しい知識の習得や相談・支援により保護者の不安や悩みの解消に努めています。

今後も、安心して妊娠・出産でき、乳幼児が健やかに成長できる環境をつくるため、切れ目のない保健対策を推進します。

また、小児医療については、近隣の医療機関の情報提供を積極的に行うとともに、近隣市町村と連携を深めながら緊急時・休日や夜間の小児救急も含めた医療体制の充実に努めます。

行政の取組		主な所管	評価
不妊に対する支援	不妊で悩む人が相談できる体制を整備します	健康福祉課	C
妊婦健康診査の実施	妊婦健康診査受診券の活用を周知します	健康福祉課	A
妊娠期を健康に過ごすための情報提供	健康な妊娠期を過ごすため、情報提供の充実を図ります ・妊娠中毒症等予防の情報提供を図ります。 ・喫煙・飲酒の実態を把握し指導の充実を図ります。	健康福祉課	B
	仕事を持つ妊婦が安心して労働できる情報の提供を図ります ・母性管理指導票の利用を周知します。	健康福祉課	C
妊産婦支援体制の充実	支援が必要な妊産婦への支援体制を整えます ・妊産婦への訪問指導を充実します。 ・医療機関(産婦人科)と情報共有し、連携を密にします。	健康福祉課	A
乳幼児健診等の充実	乳幼児健診を充実します ・3～4か月児／1歳6か月児／2歳児／3歳児／就学児 ・5歳児健診開始に向けた検討を行います。 9～10か月児教室を充実します	健康福祉課 教育文化課	A
乳幼児歯科健診の充実	歯科検診を充実します ・1歳児／1歳6か月児／2歳児／3歳児／幼児施設 ・希望者には無料でフッ素塗布の機会の提供を継続します。	こども支援課	B
		健康福祉課	A

行政の取組		主な所管	評価
健診時の健康づくり講話の実施	健診時の講話内容の充実（おやつの与え方、歯みがきの仕方など）を図ります	健康福祉課	B
予防接種の促進	予防接種の勧奨を行います ・健診時に受け忘れを説明します。 ・個人で接種等を検索できる ICT の活用を検討します。	健康福祉課	B
病時の対処方法に関する知識の普及	子どもの病気などの症状に対応するためのパンフレットを配布します	健康福祉課	A
小児医療体制の充実	小児のかかりつけ医との連携を図ります ・小児の救急時の対応の仕方等、知識の普及を図ります。	健康福祉課	B

子どものいる家庭・地域の取組
（妊娠期） ★妊娠に早く気づき、早めに妊娠届けを出します。 ★健診を忘れずに受けるようにします。 ★相談機関を気軽に利用します。 ★地域や事業所、家族とも妊婦の前では喫煙しません。 ★妊婦が喫煙・飲酒をしていたら注意します。 ★丈夫な子を産むために、妊婦はバランスのとれた栄養摂取を心がけ、喫煙、飲酒はしません。 （育児期） ★子どもの健康状態に常に気を配りながら対応できるようにします。 ★予防接種を忘れずに受けるようにします。 ★かかりつけ医を持ちます。

（２）学童期・思春期等における保健対策

学童期から思春期までは、生涯にわたる健康の基礎となる望ましい生活習慣を身につける上で重要な時期です。特に思春期は、子どもから大人になる転換期であるため、この時期特有の心身の発達途上ゆえのアンバランスによる不安や心の悩みに対する支援も必要です。

今後も、学校を中心的な場とした学童期・思春期の保健対策の推進を図り、子どもたちが元気に育つ環境づくりを推進します。

行政の取組		主な所管	評価
学校における精神保健対策の充実	学校内の個別相談の充実を図ります	各学校	B
	スクールカウンセラーの充実を図ります	各学校	B
	SOS の出し方教育を推進します	健康福祉課	新規
歯の健康づくりの推進	子どもの歯みがき習慣の定着化を図ります	各学校	B
学童期からの望ましい生活習慣づくりの推進	基本的な生活リズムのパンフレットを配布し、啓蒙します（健診・教室・学校など） ・子どもが基本的な生活習慣の大切さを学ぶ機会を設けます。	各学校	B
飲酒・喫煙・薬物の防止対策の推進	小・中学校に飲酒・喫煙防止の周知を図ります ・ポスターを公民館に掲示し、大人に注意を呼びかけます。	各学校	B
	児童・生徒、保護者に対し、お酒やたばこ、薬物に関する教育を実施します ・講演会等	健康福祉課	C
		各学校	B

子どものいる家庭・地域の取組
★一番身近な相談相手になれるよう、親子の信頼関係を深めます。 ★歯科健診やフッ素塗布、教室などの機会があれば積極的に参加します。 ★小中高生は、お酒やたばこの誘いを受けたとしてもきちんと断ります。 ★地域や家族も、受動喫煙について正しい知識を持ち、子どもの前では喫煙しません。 ★未成年者の喫煙・飲酒を見つけたら注意をします。 ★子どもに基本的な生活習慣を身につけさせる意識を持ちます。 ★メディアコントロール期間には、子どもにテレビやテレビゲームのない生活を体験させます。

（３）食育の推進

本町では、食育推進計画のもと、健やかな子どもの育成を目指し、保護者を対象に離乳食からの食育指導等を開催しています。また、各学校や教育・保育施設においては、食に対する正しい知識や食習慣、適切な食生活の重要性について啓発を図るとともに、地場産品を取り入れた給食の実施等にも取り組んでいます。

今後も食育推進にむけて、安全で体によい食を選ぶ力を身につけ、豊かな人間性と社会性が育まれるように、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会の提供を図ります。

行政の取組		主な所管	評価
離乳食に関する指導の充実	乳児健診時の離乳食指導の充実を図ります	健康福祉課	B
アレルギーに関する知識の普及	保護者に対し、子どもの食物アレルギーに関する基礎的知識の普及・啓発を図ります	健康福祉課	C
児童に対するアレルギー疾患の対応	基本方針の策定、危機管理マニュアルの作成、医療との連携、保護者と医療の連携を図ります	こども支援課 教育文化課 給食センター	A
教育・保育施設における保護者への食育の実施	幼児施設のむし歯予防にあわせた保護者（祖父母も含む）への食育指導をします ・地産・地消の食への感謝、健康づくりに向けた食育指導をします。	教育文化課	B
発達段階に応じた食育の実施	子どもたちの年代にあった食育指導を実施します ・朝食が脳の活性化につながるなどの食事の必要性を周知します。	給食センター	E
		健康福祉課	C

子どものいる家庭・地域の取組
★栄養バランスの取れた食事を摂ります。 ★子どもと一緒に作ったり、食べる機会を多く持ちます。 ★料理を大皿に盛らないで、一人ずつの小皿に盛るようにします。 ★食生活は家族全体で見直していきます。 ★早起きして朝食を食べるように、保護者は声をかけます。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



（１）次世代を担う若者の自立支援

未来を担う親の育成の観点に立つとともに、社会性やコミュニケーション能力、豊かな情操、創造力などを培い、健全な育成を目指し、キャリア教育の充実や相談体制の充実を図ります。

本町においては、学校の保健体育の時間に性教育を実施しており、性・男女交際・生命の尊重などの教育指導が行われています。また、次世代を担う子どもたちの健全で優しい心を育むために、子どもと高齢者が互いにふれあえる施設開放事業、祖父母と園児との交流事業、幼児と小・中学生との交流をとおして、幼児及び児童生徒双方の心を豊かにする取り組みを行っています。

将来、親となる子どもが保健や性に関する正しい知識を取得できるよう、学校における教育・指導を推進します。また、世代間のコミュニケーションが不可欠であることから、さまざまな世代の人々と日頃からふれあい、互いの能力や知識などを理解し合う関係を築いていけるよう世代間交流を推進し、調和のとれた情操豊かな子どもの育成に努めます。

行政の取組		主な所管	評価
幼児と地域との交流の推進	小中学生と園児の交流を促進します	こども支援課 各学校	B
	祖父母と園児の交流を促進します ・地域の高齢者と園児との畑づくりや発表会などの交流を図ります。	こども支援課	B
性教育の実施	異性への思いやりと尊重、体のしくみを学ぶ機会を創出します	各学校	B
学校における健康教育・保健指導の推進	「最上町健康教育 21 プラン」に基づき健康教育を実施します ・教育課程の中で、学年に応じて実施します。 ・学校だよりや保健だよりによる保護者への呼びかけをします。	各学校	B
	保健の年間指導計画に基づく運営を実践します	各学校	B

子どものいる家庭・地域の取組
★地区行事などを通して、子どもと高齢者や大人とのふれあいを大切にします。 ★性教育で避妊や性感染症予防などを親子で学び、正しい知識をもちます。 ★町学校保健委員会や各学校の地域保護者で組織している保健委員会での意見を集約します。 ★性教育を生き方教育とし、親は子どもと真摯に向き合います。

（２）幼保一元化教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人間としての健全な発達を遂げるための基礎づくりの時期であり、豊かな人間性を目指した「生きる力」を身につけていく大切な時期とされています。

本町では、保育と教育の一元化を進めるべく、発達過程区分に応じた共通の教育計画である「最上町幼児教育課程」を策定し、幼小一貫教育までも視野に入れた幼保一元化教育を他の市町村に先駆けて取り組んできました。

本町には、認定こども園 1 か所と保育所 1 か所の教育・保育施設があり、「最上町保育研究会」を通じ、各施設の担当者同士の定期的な情報交換と施設間の連携強化に努めています。

今後も、幼児期の教育に関する町の 1 つの基本的な理念のもと、すべての幼児の望ましい成長を目指して、「すこやかプラザ」が核となって町民の理解と協力を促進し、教育・保育の区別のない一元的な幼児教育の推進を図ります。

行政の取組		主な所管	評価
教育と保育の一元化の推進	幼児教育カリキュラム策定に沿って運営します	幼児施設 こども支援課	B
	異年齢のたてわり保育活動を強化します ・同年齢クラス編成を基本にし、異年齢活動を実施します。 ・同年齢の子どもが減少していく将来を見通し、計画的に異年齢活動の充実を図ります。	幼児施設 こども支援課	B
教育・保育の質の向上	保育、教育現場の資質の向上、研修の充実を図ります ・講師を招いての研修を実施します。	こども支援課	B

子どものいる家庭・地域の取組
★畑活動等の幼児施設の活動に参加するなど、地域ぐるみで子育てを支援します。 ★環境整備に協力します。 ★幼・小学校を核として、高齢者も含めた地域づくりをします。

（３）子どもがのびのびと元気に育つ教育環境の充実

学校教育においては、「生きる力」と生命の尊さを実感し、他人を思いやる「豊かな心」を育成することや運動・スポーツなどを通して「健やかな体」を育成することが課題です。このため、子どもたちが自ら課題を見つけ、主体的に考え、判断して問題を解決する資質や能力を養うことが重要です。

本町の小学校・中学校においては、子どもたちが確かな学力を身に付けられるよう、主体的で深い学びの充実や指導形態の工夫に努めるとともに、人格形成の基礎となる道徳教育の充実に取り組んでいます。また、子どもの運動能力の向上を目指したスポーツの振興を図るとともに、地域の人材を有効活用しながら生涯スポーツ環境の充実に努めています。

今後も、子どもが生まれながらにして持っている個性や能力を伸ばし、その力を社会で十分に発揮できるよう、教育の質の向上に向けた教職員の取り組みを支援していきます。さらに、家庭・地域との連携を図り、子どもたちとのふれあいを大切にする活気にあふれた開かれた学校づくりを推進します。

行政の取組		主な所管	評価
自ら学ぶ意欲や考える力と豊かな感性を育む教育の充実	自ら学ぶ意欲や考える力を育成します ・校内授業研究を計画的に実施します。 ・教員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。	こども支援課	B
		教育文化課	C
	感性を豊かに育む教育を充実させます ・読書活動の推進を図り、豊かな感性と学力の向上を図ります。	こども支援課	B
		教育文化課	C
道徳教育の充実	道徳教育の充実を図り、主体的に生きる児童生徒を育成します ・生き方教育の実践と評価をします。 ・最上っ子未来講座を実施します。	こども支援課	B
		教育文化課	C
家庭教育の推進	家庭力の向上を目指した家庭教育支援の充実を図ります ・子どもの健やかな育ちの基盤である家庭力の向上を目指します。 ・家庭教育につながる講演会等の開催に努めます。	こども支援課	拡充
		教育文化課	
福祉・環境教育の推進	地域福祉施設との連携を図ります	こども支援課	B
	環境教育を推進します ・校内研修の活性化を図ります。 ・総合的学習の計画的に実践します。	各学校	C
地域に開かれた創造的な学校運営	学校教育目標の具現化と創造的な学校経営をします ・教員の授業の質の向上のため、校内研修を計画的に実施します。	各学校	B
	地域に開かれた学校を創造します ・地域や保護者、関係機関の協力を得ながら継続的な指導を行います。	各学校	B

行政の取組		主な所管	評価
体育・スポーツ活動の充実	様々なスポーツを振興します	こども支援課	C
		教育文化課	B
	体育・スポーツ活動の充実を図ります ・教科体育の年間指導計画に基づく運営を実践します。 ・小学校体育連盟による実践計画を作成します。 ・川の学校活動、体験活動に参加します。	こども支援課	B
		教育文化課	B
教育相談活動の充実	教育相談活動を充実します ・小学校及び中学校に教育相談員を設置し、適応教室や生徒指導に対応します。	教育文化課	B
	いじめ、不登校（ひきこもり）の発生を防止します	教育文化課	C

子どものいる家庭・地域の取組
（子どものいる家庭） ★学校による評価の情報を受け取り、学習発表の場に積極的に参加します。 ★授業参観・懇談会・学校行事に協力します。 ★家庭学習や休業中の学習を援助します。 ★親子読書の奨励や本の読み聞かせに協力します。 ★PTA 活動に協力します。 （地域） ★学校の評価に対して内容を周知し、意見を出し合います。 ★地域の人材による授業支援に協力します。 ★PTA 活動やスポーツ少年団を支援します。

4 子育てにやさしい生活環境の整備と地域社会の形成



（１）子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを産み育てるためには、生まれた町で働き続けられる、夫婦が共に暮らせる生活環境や社会環境が整っていることが重要です。

本町では、若い世代の定住促進に向け、結婚年齢にある未婚の男女の出会いや交流の場づくり、町内の就労先のPRなどを行っています。また、良好な生活空間創造の取り組みとして、基盤となる居住環境の整備、地域社会や生活の利便性などの向上を図るための社会構造としてのバリアフリー化、子どもが屋外でのびのびと遊べる児童公園の整備、自然、木を大切にする考えから、クリーンエネルギー普及などに取り組んでいます。

今後も、子育てを担う若い世代の暮らしやすさと子どもの成長につながる生活環境の充実と魅力あるまちづくりを推進します。

行政の取組		主な所管	評価
若い世代の定住促進	若者の定住促進のために、働く場の確保や働く場のPRに努めます	商工観光課 まちづくり推進室 最上広域圏内	B
	結婚年齢にある男女に対する出会いや交流の場づくりを推進します ・SNS等を活用し、結婚を希望する方に対する支援や各種取組の周知を図ります。	まちづくり推進室 最上広域圏内	C
	「100万人交流促進条例」のもとに、交流人口と定住人口の拡大に向けて、教育、文化、産業、福祉、地域情報化などの分野における環境基盤の整備・充実を図ります	商工観光課 まちづくり推進室 最上広域圏内	B
	若者の定住に向けて、各種研修の場を提供します	商工観光課	B
住まいの確保の支援	空き家情報の収集・提供を行います	まちづくり推進室	C
子どもの学習・遊び場等の充実	児童公園の重点整備をします	こども支援課 教育文化課	B
	図書館など、自由に学習に取り組める場所の整備を検討します	こども支援課 教育文化課	B
	遊び場（屋内）の整備をします ・旧校舎を活用した整備を検討します。	こども支援課 教育文化課	C
子育てに役立つ環境資源の充実と情報提供	授乳室、おむつ交換室・母児同室トイレなど、子育て家庭にやさしい公共施設の整備をします	こども支援課	C
	町のホームページに情報を提示します	こども支援課	B

子どものいる家庭・地域の取組
★空き家情報を提供します。 ★家族で様々な遊び場に行き、一緒に遊びます。 ★働く場の創出や情報提供を行います。 ★若者の柔軟な発想と企画を大切にします。 ★町から発信される子育てに関する情報を、積極的に活用します。

（２）職業生活と家庭生活との両立の推進

近年、夫婦共働きの家庭が増加し続けている状況下では、男女がともに家事や育児を分担し、家庭生活を築き上げることができるよう「仕事と生活の調和」の実現を目指していく必要があります。そのためには、特に男性については育児休業の取得等、男女が協力して健全な家庭生活を築いていくという認識が必要です。

本町では、子育てと仕事の両立を推進するため、子育て家庭や事業者等に対する啓発活動や教育活動に取り組んでいます。また、産休や育児休業、子ども看護休暇などを取りやすい環境づくりに向け、県や商工会などの関係機関や団体との連携を図っています。

ワーク・ライフ・バランスが重視される中で、男女ともに仕事と子育てを両立できるよう、夫婦がともに支え合って子育てするという意識啓発、仕事と生活の調和に関する理解の促進など、子育て家庭に配慮した勤務形態や職場環境づくりに向けたはたらきかけなどを行います。

行政の取組		主な所管	評価
事業所及び労働者に対する啓発	産前産後の休暇が取得できるように、母性保護のための知識を普及します	こども支援課	B
		健康福祉課	A
	育児休業の取得や、就労環境の改善等について事業所への情報提供を行います	こども支援課	B
公的保育サービスの提供を通じた就労支援	就労支援のために、公的保育サービスの充実を図ります	こども支援課	B
病児・病後児保育	病児保育を実施します ・町内での病児・病後児の保育について、検討します。	こども支援課	B

子どものいる家庭・地域の取組
★妊娠を機会に子どもにかかわれる体制がとれるよう、家族のみならず地域や職場でも理解していきます。 ★父母は、育児や家事も含めてそれぞれの役割分担を話し合います。 ★事業所の状況に合わせて育児休暇を利用します。 ★育児休暇をとる人を見守ります。

（３）子どもの安全を確保する取り組みの推進

近年、子どもが巻き込まれる事故や事件の増加などにより、以前にも増して子どもたちが安全に安心して生活できる環境が脅かされ、危険にさらされるケースの増加が懸念されます。

本町では、子どもの安全を守るため、防犯灯の設置等の環境整備、交通安全運動や防犯活動、防災対策の推進などに幅広く取り組んでいます。また、学校や地域においては、PTA等の協力を得ながら安全パトロールやコンビニエンスストア等への有害図書等の立入調査などを実施しています。

今後も、子どもの健やかな成長を守っていくため、学校・警察・各種団体等との緊密な連携のもとに、交通安全・防犯等の対策と子どもにとって安全な環境の整備を推進していきます。また、地域の町民一人ひとりが「地域の子どもたちは地域で守る」という強い共通認識を醸成し、子どもの安全を見守る地域づくりに取り組みます。

行政の取組		主な所管	評価
子どもの事故防止に向けた啓発	乳幼児健診で事故防止の安全教育を実施し、目で見てわかりやすい教材の活用を図ります	健康福祉課	A
交通安全運動の推進	チャイルドシートの着用促進とPRをします	総務企画課	B
	交通安全指導員による指導をします ・ 幼児施設 ・ 小学校	こども支援課 総務企画課	B
児童のための防犯対策の推進	学校危機管理マニュアルを作成し、防犯設備などの設置を検討します	教育文化課	B
防災対策の推進	地区単位での年1回以上の防災訓練を行います	総務企画課	A
	各学校・幼児施設での避難訓練を充実させます	こども支援課 教育文化課	B
非常災害時の対応の推進	保護者への非常時の連絡方法を整備し、子どもの安全確保に努めます	こども支援課 教育文化課	B
道路交通環境の充実	安全な道路の整備を行います	建設水道課	C
	通園バス・スクールバスの安全な運行に努めます	教育文化課 こども支援課	B
非行防止活動と有害環境対策の推進	子ども育成会活動指導や青少年育成町民会議を中心とする夜間パトロールを行います（夏休み、祭り、随時）	教育文化課 こども支援課	B

子どものいる家庭・地域の取組
★チャイルドシートを必ず着用します。 ★子どもに交通ルールを教えます。 ★子どもの通園・通学に注意を払い、帰宅時間などを確認します。 ★子どもは、夜間の外出はしません。 ★防災訓練には家族ぐるみで参加します。

（４）子どもの貧困問題に対する支援の充実

貧困な状況におかれた子どもが、経済的な理由から学習の継続や進学の手機が損なわれ、それが原因で、貧困問題が次の世代に引き継がれる「貧困の連鎖」の問題が指摘されています。

貧困問題は、経済的に貧しいといった単純なものではなく、家庭における人間関係や親子の健康状態、親の養育能力等により、その状況は全く様相が異なるため、個々の家庭の状況に合わせたきめ細かな支援が必要です。

子どもの貧困問題は、実態がつかみにくいという特徴があるため、福祉をはじめ教育、就労など、多方面から複層的にアプローチを行い、将来に向けて貧困の連鎖を断ち切ることを目指し取り組みます。

行政の取組		主な所管	評価
関係機関と連携した支援	日常的に子どもに接する機会の多い学校、幼児施設をはじめ、地域の様々な関係者と連携します	こども支援課	B
		教育文化課	C
		健康福祉課	A
幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育支援	全ての子どもが、学ぶ意欲を高め、適切な思考・判断や実践の基盤となる確かな学力をつけることができるよう、幼児施設、各学校の教育環境を整備します	こども支援課	B
		各学校	C
学習支援・子どもの居場所づくり	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習を十分に行うことができない子どもに対して、学校・家庭・地域が連携し、地域の様々な社会的資源を有効に活用しながら多様な学習や体験機会を提供します ・放課後の学習・体験活動を支援する放課後子ども教室を開催します。	こども支援課	C
		教育文化課	C
妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援	妊娠から出産、子育てにいたる切れ目のない支援をワンストップで展開する仕組みづくりを進め、安心して子育てができる環境を整備します	こども支援課	C
		健康福祉課	A
	低所得や若年での妊娠、望まない妊娠をしている妊婦等に係る情報について関係機関間で共有し、適切な支援を行います	健康福祉課	A
貧困な状態にある家庭に対する経済的支援の充実	生活困窮者に対する生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けの相談を受けやすくします	こども支援課	A
		健康福祉課	B
	子どもの健康な発育を支援するため、乳幼児及び小・中・高校生に対する医療給付事業への助成を継続します	健康福祉課	A

子どものいる家庭・地域の取組
★不安・悩みがあったときは、早めに相談します。 ★地域の中で見守りを行うとともに、情報提供を早めに行います。 ★地域に孤立する家庭がないよう、互いに声を掛け合います。

5 要保護児童への対応等に関する取り組みの推進



（１）特別支援児のいる家庭への支援の充実

発達支援等の特別な支援を必要とする子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに合わせた相談・支援サービスの提供が不可欠です。

本町では、子どもの発達や療育による早期の相談支援を行うとともに、特別支援コーディネーターが核となり、特別な支援が必要な児童に対する教育・保育の充実を図っています。さらに、保育士、保育教諭、教育相談員、小・中学校の校長及び教員、養護学校の教員、保健師、学識経験者で構成する「最上町特別支援教育推進委員会」を設置し、一人ひとりのニーズに応じた適正な就学指導・教育指導の強化を図っています。

今後も、幼児施設、学校、庁内関係部署等の連携のもと、特別な支援を要する子どもの就学相談・指導、受け入れ体制の充実に努めます。

行政の取組		主な所管	評価
障がいの早期発見・早期対応の充実	乳幼児健診での早期発見・支援を行います ・個別相談・訪問・専門機関への相談勧奨など経過を見ながら関わります。	健康福祉課	A
幼児施設等における巡回相談の充実	各施設において年１回以上の巡回相談を実施します ・発達や学習の遅れの恐れがある幼児・児童を出来るだけ早期に発見し、支援します。	こども支援課 教育文化課	強化
療育や就学等に関する相談支援の充実	各施設での療育指導の体制を整えます ・児童が在籍する施設と各課で連絡をとりながら、保護者が不安なく療育につながるができるよう、連携を図ります。 ・教育支援委員会で早期発見・支援を継続します。	こども支援課 教育文化課	B
	子育て相談・支援を充実させます	健康福祉課	A
		こども支援課	B
	特別支援学校相談を勧奨します ・各種相談先につなげます。	こども支援課 教育文化課	B
幼保小中高連携における就学支援	教育支援委員会を開催します ・山形大学との連携による巡回相談や、教育支援委員会において、特別な支援を必要とする児童へのサポートを充実させます。	教育文化課	A
		こども支援課 健康福祉課	B
障がい児の保育・教育の充実	個に応じた特別支援保育・特別支援教育を推進します	こども支援課 教育文化課	B
障がい児をもつ保護者に対する支援	特別児童扶養手当等の支給や、関連するサービスの情報を提供します	こども支援課	B
	手をつなぐ親の会の活動支援を推進します ・手をつなぐ親の会の活動を周知します。	健康福祉課	A
	幼児期・学童期の親の心のサポートを行います	こども支援課 教育文化課	C

子どものいる家庭・地域の取組

- ★不安・悩みがあったときは早めに相談します。
- ★特別な支援を必要とする子への偏見や誤解をなくし、温かく見守ります。

（２）児童虐待の予防と早期発見・対応の充実

本町では、中央児童相談所、健康福祉課、民生児童委員、主任児童委員、幼児施設、学校、教育委員会、警察署、その他の関係機関からなる「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の予防、早期発見、早期対応等連携体制の強化を図っています。また、地域においては民生児童委員が児童の健全育成や虐待防止の活動に積極的に取り組んでいます。

今後も、関係機関との連携のもとに虐待防止を図るとともに、早期発見・早期対応からアフターケアに至るまでの切れ目のない対応に努めます。

行政の取組		主な所管	評価
育児相談の充実	育児の相談の場を提供します	健康福祉課 こども支援課	B
要保護児童の把握とケース対応	要保護児童対策地域協議会の取り組みを強化します	こども支援課	B
	個別ケース検討会の充実を図り、各関係機関との連携を強化します	こども支援課	B
地域における見守り活動の推進	民生児童委員などによる児童の健全育成や虐待防止の活動をします	健康福祉課	B

子どものいる家庭・地域の取り組み
★親がリフレッシュできるように協力します。
★地域の中で見守りするとともに、情報提供を早めに行います。

（３）ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親家庭については、経済的・精神的に不安定な状況に置かれることが多く、母子家庭の場合には特に就業面で不利であるほか、養育費も得られにくい状況がみられます。

こうした状況をふまえ、ひとり親家庭の親と子が安心して生活できるよう、自立に向けて必要な支援を図るほか、地域の町民の理解や支援の促進等に努めます。

行政の取組		主な所管	評価
ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭に対する各種制度の周知を図ります ・保育料の軽減を行います。 ・児童扶養手当を支給します。	こども支援課	A
	ひとり親家庭等医療費の助成を行います	健康福祉課	

子どものいる家庭・地域の取り組み
★さらなる自立に向けて必要なサービスの情報を収集し、有効に活用します。
★地域に孤立する家庭がないよう、日頃から近所づきあいを心がけ、互いに声をかけ合います。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

「子ども・子育て支援事業計画」第61条第1項により、市町村は「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村こども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に記載すべき事項が定められています。

2 最上町の教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）のことで、「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」の記載が必要とされています。

本町においては、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースなど、地域の枠を越えて施設や事業が利用されることを考慮し、また教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要との考えにより、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業について提供区域を分割することはせず、最上町全域（1区域）と設定しています。

3 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策



(1) 1号認定・2号認定【3-5歳】

単位:人	R6年度 (実績)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10年度	R11年度
※児童数(3-5 歳)	110	88	72	65	52	49
量の見込み(①)	110	88	72	65	52	49
1 号認定	9	8	6	5	5	4
2 号認定	101	80	66	60	47	45
教育二一ズ	0	0	0	0	0	0
その他	101	80	66	60	47	45
(他市町村児童)	0	0	0	0	0	0
確保方策(②)		88	72	65	52	49
特定教育・保育施設(1 号)		8	6	5	5	4
特定教育・保育施設(2 号)		80	66	60	47	45
(確認を受けない幼稚園)		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
(他市町村児童)		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策について

○1号認定及び2号認定については、本町の認定こども園、保育所により必要な事業量は確保できる見込みです。

○幼児教育を希望しつつも、両親が就労する必要がある家庭は多く、今後も2号認定での施設利用が増えることが考えられます。その中でも1号認定での施設利用となる家庭には、教育標準時間を超えて保育を希望する場合には、一時預かり事業(幼稚園Ⅰ型)により保育を提供することとし、そのために必要な事業量は確保できる見込みです。

(2) 3号認定【0-2歳】

0歳

単位:人	R6年度 (実績)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10年度	R11年度
※児童数(0 歳)	22	13	18	18	16	16
量の見込み(①)	3	0	1	1	1	1
(他市町村児童)	0	0	0	0	0	0
0 歳保育利用率	13.6	0	5.5	5.5	6.2	6.2
確保方策(②)		0	1	1	1	1
特定教育・保育施設		0	1	1	1	1
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
(他市町村児童)		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

1歳

単位:人	R6年度 (実績)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10年度	R11年度
※児童数(1・2 歳)	22	22	13	18	18	16
量の見込み(①)	19	15	8	8	8	7
(他市町村児童)	0	0	0	0	0	0
1・2 歳保育利用率	86.3	68.1	61.5	44.4	44.4	43.7
確保方策(②)		15	8	8	8	7
特定教育・保育施設		13	8	8	8	7
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		2	0	0	0	0
(他市町村児童)		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

2歳

単位:人	R6年度 (実績)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10年度	R11年度
※児童数(1・2 歳)	23	21	22	13	17	17
量の見込み(①)	18	20	15	10	11	11
(他市町村児童)	0	0	0	0	0	0
1・2 歳保育利用率	78.2	95.2	68.1	76.9	64.7	64.7
確保方策(②)		20	15	10	11	11
特定教育・保育施設		20	13	10	11	11
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	2	0	0	0
(他市町村児童)		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

※0-2 歳保育利用率	59.7	62.5	45.2	38.7	39.2	38.7
-------------	------	------	------	------	------	------

■確保の方策

○3号認定について、0歳の利用については、育児休業制度や子育て支援センターの利用により、保育利用率が一時減少傾向にあったものの、育児休業終了と共に保育を希望する家庭が増加傾向にあります。1・2歳は現状よりも利用が見込まれますが、町内の保育所、認定こども園により必要な事業量は確保できる見込みです。

○特定地域型保育事業は確保方策に位置付けていないものの、待機児童の発生状況に応じて、事業所の意向を踏まえ、保育事業の実施体制の整備を検討します。

（３）教育・保育の一体的な提供

本町では教育・保育の一体的な提供の重要性にいち早く気づき、町内のすべての保育・教育施設において、幼児教育行政の一元化を図ってきました。

本町では、教育委員会内にこども支援課を配置し、就学に係る支援を充実させるとともに、巡回相談による特別支援教育の体制づくりに努めています。

現在は、あたごこども園と大堀保育所の2カ所での受け入れ態勢を整え、また、子育て支援センターについても町直営で運営を開始し、町職員が育児相談を受けるなどのきめ細やかな対応ができるように努めています。

本町における幼児教育の推進効果として、以下のようなことが挙げられます。

- 認定こども園・保育所における、同一カリキュラム（適時適育）の実現
- 保護者の就労状況やその変化等によらず、同じ施設に子どもを預けられる保育体制の構築
- 保育士・保育教諭の資質向上のための研修時間の確保

これらの推進効果を保育現場でも常に確認しながら、今後も、教育・保育の質の向上及び一体的な提供をさらに推進していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策



(1) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
------	--

■利用実績

本町では、すこやかプラザ内に「子育て支援センターひまわり」を設置し、そのなかで子育て中の保護者と乳幼児が気軽に集える交流の広場として「こどもの広場」を設けているほか、専門職による子育て家庭に対する相談指導や子育てに関する情報提供などを行っています。

●地域子育て支援拠点事業の実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
延べ利用人数	1,507 人	1,555 人	1,448 人	1,622 人	1,025 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■量の見込みと確保方策

近年の少子化と未満児からの保育施設利用により、利用量は少なく算出されましたが、二歳量を基礎として必要な事業量として見込んでいます。

本町では、引き続き、「子育て支援センターひまわり」1 か所で事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

●量の見込みと確保方策

(1 年あたり延べ)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(①)	1,100 人回	1,050 人回	1,000 人回	1,000 人回	1,000 人回
確保方策(②)					
利用回数	1,100 人回	1,050 人回	1,000 人回	1,000 人回	1,000 人回
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(②-①)	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

(2) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
------	---

■利用実績

契約する医療機関等において、妊婦に対し14回の健診と、全体的傾向として早産が懸念されるため、早期発見にむけて早産リスクを下げる保健指導及び保健項目の追加を行い、安心して出産できる機会を提供しています。

●妊産婦健診事業の実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
受診実人数	44人	41人	37人	25人	26人

■量の見込みと確保方策

本町在住の妊婦に加え、転入等の状況も勘案し、実績から事業量を見込みました。引き続き、山形県医師会との連携のもと、町が指定する医療機関における受診機会の提供を図ります。

●量の見込みと確保方策

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
受診実人数	30人	29人	28人	27人	26人
受診延回数	420人回	406人回	392人回	378人回	364人回
確保方策					
実施体制	山形県医師会				
実施場所	山形県内の契約医療機関				
実施時期 及び 実施項目	実施時期	毎回実施の項目	選択実施の項目		
	第1回	・健康状態の把握 ・定期検査（超音波） ・保健指導	・血液検査：血液型（ABO血液型・Rh血液型・不規則交代）・血算・血糖・B型肝炎抗原検査・C型肝炎抗体検査・HIV抗体価検査・梅毒血清反応検査・風疹ウイルス抗体価検査・子宮頸がん検診		
	第2～4回 【妊娠初期～ 妊娠23週まで】	・健康状態の把握 ・定期検査（超音波） ・保健指導	・超音波検査（子宮頸管長測定等）：20週前後 ・超音波検査（出産予定日決定等）：23週頃まで		
	第5～10回 【妊娠24週～ 妊娠35週まで】	・健康状態の把握 ・定期検査（超音波） ・保健指導	・血液検査（血算・血糖）・HTLV-I検査（第8回目まで） ・B群溶血性レンサ球菌（GBS）・性器クラミジア検査（第8回目まで） ・超音波検査（発育遅延・胎盤位置・羊水量異常検出等）		
	第11～14回 【妊娠36週～ 出産まで】	・健康状態の把握 ・定期検査（超音波） ・保健指導	・血液検査（血算） ・B群溶血性レンサ球菌（GBS） ・超音波検査（胎児発育・胎位等）		

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
------	--

■利用実績

乳児（生後4か月まで）がいるすべての家庭に保健師が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

●乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
訪問乳児数	32 人	27 人	21 人	21 人	13 人

■量の見込みと確保方策

町内の対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果や実績などから事業量を見込んでいます。引き続き、健康福祉課が主体となり、保健師3人で実施する体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

●量の見込みと確保方策

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	21 人	20 人	19 人	18 人	17 人
確保方策					
実施体制	保健師3人				
実施機関	最上町 健康福祉課				

(4) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
------	---

■利用実績

養育のための支援が必要と認められる子ども、保護者及び妊婦に対し、健康福祉課の保健師が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

●養育支援訪問事業の実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
被訪問実人数	3人	1人	4人	2人	1人
被訪問延べ人数	3人	1人	4人	10人	1人

■量の見込みと確保方策

過去5年間に於いて児童数に対して実施した養育支援訪問の実績割合などを踏まえ、事業量を見込んでいます。

引き続き、健康福祉課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師3人の体制により、必要な事業量の確保を図ります。

●量の見込みと確保方策

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	被訪問実人数	2人	2人	2人	2人	2人
	被訪問延べ人数	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策						
	実施体制	保健師3人				
	実施機関	最上町 健康福祉課				

(5) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

事業概要	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
------	---

■利用実績

本町における要保護児童対策地域協議会では、定期的な実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別ケース検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施しています。さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の専門研修を実施しています。

■量の見込みと確保方策

今後も、現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。

(6) 子育て短期支援事業

事業概要	○ショートステイ事業:保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業 ○トワイライトステイ事業:保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間の預かり、生活指導、食事の提供等を行う事業
------	--

■利用実績

本町では、相談窓口を設置し、受入れ先の確保に努めていますが、現在、事業の利用者はいません。

■量の見込みと確保方策

現在、利用実績ならびに利用相談等はありませんが、現在の取り組みを継続しつつ、委託先である児童養護施設との利用契約を継続し、必要な事業量の確保を図ります。

●量の見込みと確保方策

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	ショートステイ 利用回数	21 回	21 回	21 回	21 回	21 回
	トワイライトステイ 利用回数	14 回	14 回	14 回	14 回	14 回
確保方策						
実施機関		委託先の児童養護施設				

(7) 子育て援助活動支援事業（就学児対象）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
------	--

■利用実績

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、実施検討中です。

■量の見込みと確保方策

本事業の利用対象と認められる児童がいる場合には、子育て支援センターが NPO 等と連携し、利用への支援を図るなど、適切な対応に努めます。

(8) 一時預かり事業

■地域子育て支援拠点事業所による一時預かり

事業概要	○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、地域子育て支援拠点の場所において一時的に預かり（主に昼間）、必要な保護を行う事業 ○子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者が会員になり、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
------	--

■利用実績

本町では、現在、子育て支援センター（地域密着Ⅱ型）並びに、あたごこども園（幼稚園Ⅰ型）と大堀保育所（余裕活用型）で一時預かり事業を実施しています。

●事業の実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）					
延べ利用児童数	21 人	25 人	32 人	29 人	21 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■量の見込みと確保方策

本町でも、一時預かり保育に対するニーズは高く、保護者の病気やリフレッシュなどにつながる一時的な保育ニーズに応えるため、引き続き、子育て支援センターにおいて一時預かり事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

本町においては、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）を一時預かり事業の事業量を確保する方策としては見込んでおりません。

●量の見込みと確保方策

(1年あたり延べ)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(①)	25 人日	25 人日	20 人日	20 人日	20 人日
確 保 方 策(②)	25 人日	25 人日	20 人日	20 人日	20 人日
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	25 人日	25 人日	20 人日	20 人日	20 人日
	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
(②－①)	0 人日	人日	0 人日	0 人日	0 人日

(9) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
------	---

■利用実績

本町では、令和3年度から「向町すこやかクラブ」「大堀すこやかクラブ」の2か所において、保護者が昼間家庭にいない小学校児童(小学1～6年生)を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

●放課後児童クラブの実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
設 置 数	3 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
登録児童数	96 人	98 人	68 人	67 人	65 人

■量の見込みと確保方策

本事業の対象児童は、町内の小学校に就学する児童としています。本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることから、小学校への併設を推進します。引き続き、教育・保育事業者等の協力を得ながらクラブを運営し、地域の事情を踏まえながら必要な事業量の確保を図ります。

●量の見込みと確保方策

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(①)	60 人	55 人	49 人	43 人	36 人
確 保 方 策					
定 員 数(②)	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
設 置 数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
(②－①)	35 人	40 人	46 人	52 人	59 人

(10) 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
------	---

■利用実績

町内2か所の認定こども園、保育所において、開所時間については7時30分から、閉所時間については18時30分までの保育を実施しています。

■量の見込みと確保方策

本町では、引き続き町内2か所の幼児施設における延長保育の実施体制の確保を図りながら、利用者のニーズにあわせた必要な事業量の確保を検討します。

(11) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

事業概要	○病児保育事業(病児対応型):児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業(病後児対応型):児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業(体調不良児対応型):児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所(園)における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業 ○病児・緊急対応強化事業:ファミリー・サポート・センター事業として病児・病後児を預かる事業
------	--

■利用実績

病児保育事業については、令和5年度より最上郡内の市町村と協定を締結し、新庄市にある病児保育の施設の利用を可能としています。また、施設利用料の一部を給付することで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てが出来るように支援しています。町内での実施については、今後も検討していきます。

■量の見込みと確保方策

現在、利用実績はありませんが、今後も現在の取り組みを継続しつつ、必要な事業量の確保を図ります。

本町においては、子育て援助活動支援事業を病児保育の事業量を確保する方策としては見込んでおりません。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。18歳までの子どもについて支援が特に必要な家庭で、養育が適切に行われるよう訪問支援員が自宅を訪問し、家事及び育児に関する支援を行う。
------	--

■量の見込みと確保方策

こども家庭センターにおける利用者支援事業の一つとして、家事・育児等の不安や負担を受け止められる相談支援員の育成に努め、子育て世帯への訪問による支援が実施できる体制づくりを図ります。

●量の見込みと確保方策

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(①)	0人回	50人日	70人日	100人日	150人日	150人日
確保方策(②)	0人回	50人日	70人日	100人日	150人日	150人日
(②-①)	0人回	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※令和6年度は実績値

(13) 児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。
------	--

■量の見込みと確保方策

本事業の利用対象と認められる児童がいる場合には、NPO 等との連携を検討し、利用への支援を行うなど、適切な対応に努めます。

(14) 親子関係形成支援事業

事業概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としている。
------	--

■量の見込みと確保方策

家庭において、子どもとの関わり方に悩みを抱える保護者に対して、グループワーク式のペアレントサポート講座を開催し、保護者が抱え込みやすい不安や悩みを話し合いながら、子育てに楽しさを感じられる手助けとなる時間の確保に努めます。

●量の見込みと確保方策

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(①)	5人	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策(②)	5人	10人	10人	10人	10人	10人
(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※令和6年度は実績値

(15) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としている。
------	---

■利用実績

本町では、令和2年度から伴走型相談支援として、これまで妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施しています。

■量の見込みと確保方策

妊婦に限らず、その配偶者も対象に、妊娠・出産に対する不安や負担を相談できる体制を整えており、今後も、現在の取り組みを継続していきます。

●量の見込みと確保方策

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	妊娠届出数	22人	21人	20人	19人	18人
	1組あたり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	66回	63回	60回	57回	54回
確保方策	こども家庭センター	66回	63回	60回	57回	54回
	上記以外で業務委託	0回	0回	0回	0回	0回

(16) 乳児等通園支援事業

事業概要	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度。
------	---

■量の見込みと確保方策

近年、幼児施設への入所時期が早まっており、対象児童の全体数が減少しています。また、未就園児がいる家庭は保育を行う家族がいる場合が多いことなどを鑑みて、全ての対象児童のうち3割が利用することを前提として、量の見込みを算出しています。今後の需要状況を見ながら、量の見込みや受入れ体制、現場の実施体制を含めて慎重に検討していきます。

なお、制度趣旨に基づき、保護者ニーズに合わせた事業の充実を図り、利用者が安心して利用できる体制づくりに努めます。

●量の見込みと確保方策

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	量の見込み（延べ人数）	0人日	48人日	36人日	36人日	36人日
	確保方策（延べ人数）	0人日	48人日	36人日	36人日	36人日
1歳児	量の見込み（延べ人数）	0人日	12人日	12人日	12人日	12人日
	確保方策（延べ人数）	0人日	12人日	12人日	12人日	12人日
2歳児	量の見込み（延べ人数）	0人日	12人日	12人日	12人日	12人日
	確保方策（延べ人数）	0人日	12人日	12人日	12人日	12人日

(17) 産後ケア事業

事業概要	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保。
------	---

■利用実績

本町では、令和5年度から助産師に委託し、通所及び訪問型の産後ケア事業を実施しています。

●量の見込みと確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(①)				0人	1人
確保方策(②)				0人	1人
(②-①)				0人	1人

■量の見込みと確保方策

今後は、通所及び訪問型に加え、宿泊型の委託先を確保し、支援体制を整えていきます。

●量の見込みと確保方策

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(①)	7人	7人	7人	7人	7人
短期入所(ショートステイ)型	5人	5人	5人	5人	5人
通所(デイサービス)型	1人	1人	1人	1人	1人
居宅訪問(アウトリーチ)型	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策(②)	7人	7人	7人	7人	7人
短期入所(ショートステイ)型	5人	5人	5人	5人	5人
通所(デイサービス)型	1人	1人	1人	1人	1人
居宅訪問(アウトリーチ)型	1人	1人	1人	1人	1人
(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
------	--

■利用実績

本事業等、助成しておりません。

■量の見込みと確保方策

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
------	---

■利用実績

本町において、該当する事業はありません。

■量の見込みと確保方策

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進

今後、本町が目指す子ども・子育て支援は、子どもの健やかな成長が保障されるとともに、保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、当事者が子どもの育ちと子育ての喜びや生きがいを感じることができるような環境づくりにあります。

本プランは、町全体で子どもの育ちと子育てを支え、町民一人ひとりが子どもの健全な育成にむけて取り組んでいくことを目指しています。

2 推進にむけた役割

■行政の役割

子ども・子育て支援施策は、児童福祉、母子保健をはじめ、広範囲にわたっていることから、行政部局が連携し全庁的に施策を推進していきます。

本プランに掲げた施策や事業を総合的に推進するため、庁内関係各課の連絡調整及び保健・医療・福祉に関わる各機関との実施体制の強化を図るとともに、「最上町子ども子育て会議」を毎年開催し、推進状況を協議していきます。

■家庭の役割

家庭においては、男女が協力して家庭生活を営み十分な愛情をもって子どもと接するとともに、基本的なしつけや社会のルールを教えながら子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。

また、保護者は家庭の中のみならず、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画連携し、子育ての中心的役割を果たしていく必要があります。

■地域社会の役割

すべての町民が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えるという意識のもとに、地域の子どもたちや保護者とのふれあいの機会を増やし、地域社会全体で子どもの育ちと子育て支援に関わりとともに子どもの活動支援や見守りに参加するなど、地域社会で子どもを育てていく必要があります。

また、地域の実情に合った子育て支援を検討し、実施できる体制を図っていきます。

■教育・保育施設・学校等の役割

様々な人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。

特に、教育・保育施設が地域に開かれたものとなり、地域とともにありながら、子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことに努めます。

また、閉校した施設を有効活用する方策について、関係機関において検討していきます。

■企業の役割

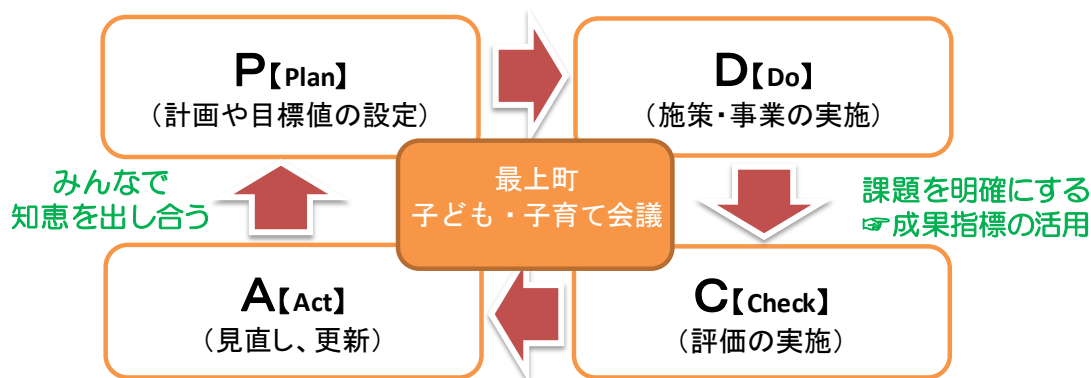
子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、労働時間や、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等、職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような職場環境づくりの必要があります。

3 計画の進行管理

「最上町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関などと連携し、計画の進捗状況や成果に関する評価については、成果指標及び施策・事業の実績などを用いて今後の取り組みの改善につなげていきます。

最終年となる令和 11 年には、総括的な最終評価を行い次期計画の策定につなげていきます。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ



○ 計画の成果指標と目標値 ○

成果指標 1	育児に関する相談支援の充実	現状値 (R6年度)	⇒	目標値 R11年度	データ 取得方法
	▶ こども家庭センターへの相談件数	—	⇒	15 件	こども支援課

成果指標 2	乳幼児健診の受診率	現状値 (R6年度)	⇒	目標値 R11年度	データ 取得方法
	▶ 乳幼児健診の受診率を高める	3-4 か月 100% 1 歳半 100% 3 歳 100%	⇒	3-4 か月 100% 1 歳半 100% 3 歳 100%	健康福祉課

成果指標 3	食育の推進	現状値 (R6年度)	⇒	目標値 R11年度	データ 取得方法
	▶ 幼児施設や各小学校における生産者との交流(作物の植付等)や講話の実施	12 回/年	⇒	15 回/年	給食センター

成果指標 4	幼保小による特別支援に関する連携会議等	現状値 (R6年度)	⇒	目標値 R11年度	データ 取得方法
	▶ 合同会議や特別支援に関する協議・研修等の回数	・ 協議会 8 回 ・ 研修会 8 回	⇒	・ 10 回/年 ・ 10 回/年	こども支援課 教育文化課

成果指標 5	子育ての環境や支援への満足度	現状値 (R6年度)	⇒	目標値 R11年度	データ 取得方法
	▶ 最上町で子育てすることに満足している割合を増やす	就学前 21.6% 小学生 17.0%	⇒	就学前 30% 小学生 30%	アンケート

成果指標 6	子育てしやすいまちだと思える割合	現状値 (R6年度)	⇒	目標値 R11年度	データ 取得方法
	▶ 「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	就学前 48.0% 小学生 43.4%	⇒	就学前 55% 小学生 50%	アンケート

資 料 編

1 最上町子ども子育て会議の設置に関する条例

平成25年9月20日

条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、最上町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。（以下、この項において同じ。））に学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 公募による町民
- (5) 前4号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員（前条第2項第4号に規定するものを除く。）は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任務)

第6条 会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項に掲げる事務を処理すること。
- (2) 最上町子ども子育て計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、町長の諮問に応じて調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる任務に関し、必要に応じて町長に意見を述べること。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会こども支援課が処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成25年に任命される委員の任期は第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

2 最上町子ども子育て会議委員名簿

【令和５年度】

	氏名	該当委員	備考
1	田宮 千加子	(1) 子ども子育て支援に学識経験のある者	
2	金田 綾子	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
3	伊豆倉 勝行	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
4	押切 謙二	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
5	大場 恵利子	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
6	小林 美香	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
7	小林 健太	(3) 保護者	
8	中嶋 幸	(3) 保護者	
9	佐藤 信哉	(4) 公募による町民	
10	沼澤 直人	(5) 町長が認める者	
11	明石 二三江	(5) 町長が認める者	会 長

【事務局】

1	高橋 喜代美	こども支援課長
2	伊藤 道子	教育委員会指導主幹
3	菅原 美智子	健康福祉課保健師長
4	金田 明子	こども支援課 こども家庭支援室長
5	鎌田 祥子	こども支援課 幼児保育室主査

【令和 6 年度】

	氏名	該当委員	備考
1	田宮 千加子	(1) 子ども子育て支援に学識経験のある者	
2	金田 綾子	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
3	伊豆倉 勝行	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
4	押切 謙二	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
5	大場 里佳	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
6	小林 美香	(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
7	小林 健太	(3) 保護者	
8	中嶋 幸	(3) 保護者	
9	佐藤 信哉	(4) 公募による町民	
10	大町 由美子	(5) 町長が認める者	
11	明石 二三江	(5) 町長が認める者	会 長

【事務局】

1	高橋 喜代美	こども支援課長
2	伊藤 道子	教育委員会指導主幹
3	菅 裕子	健康福祉課 健康づくり推進室主査
4	金田 明子	こども支援課 こども家庭支援室長
5	鎌田 祥子	こども支援課 幼児保育室主査

3 第3次もがみすこやかプラン策定に向けて

1	2023 年 9 月 28 日	令和5年度 第1回子ども子育て会議の開催
	内容／・子ども子育て支援事業計画の策定及び策定に向けたアンケート調査について ・幼児施設の受け入れ及び現状と課題の整理について	
2	2023 年 11 月 30 日	令和5年度 第2回子ども子育て会議の開催
	内容／・子ども子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査について ・保育所入所及び放課後児童クラブの利用状況と新年度の入所募集について	
3	2023 年 12 月 25 日	第3期子ども子育て支援事業計画ニーズ調査の実施
	内容／・小学生児童及び未就学児童がいる全家庭を対象にアンケート調査を実施する ・就学前児童保護者 160 名、小学生保護者約 200 名 施設配布および郵送	
4	2024 年 7 月 24 日	令和6年度 第1回子ども子育て会議の開催
	内容／・第3期子ども子育て支援事業計画ニーズ調査の結果について ・第3期子ども子育て支援事業計画の策定について ・町の子育て支援の状況について	
5	2024 年 9 月 4 日	関係課による前回プランの評価シートの作成
	内容／・第2次プランにおける施策に関する評価及び新規事業の確認	
6	2024 年 11 月 14 日	令和6年度 第2回子ども子育て会議の開催
	内容／・第3期子ども子育て支援事業計画の進捗状況について ・第3時プラン（骨子案）の確認と計画策定までの流れについて ・町の子育て支援の状況及び課題について	
7	2025 年 1 月 27 日	事務局会議
	内容／・第3次「もがみすこやか子どもプラン」（素案）について	

8	2025 年 1 月 30 日	令和6年度 第3回子ども子育て会議の開催
	内容／・第3次プラン策定に向けた「事業量の見込みと必要量の確保」等について ・パブリックコメントの募集について ・保育所入所及び放課後児童クラブの利用状況と新年度の入所募集について	
9	2025 年 3 月 3 日	事務局会議
	内容／・第3次「もがみすこやか子どもプラン」(案)について	
10	2025 年 3 月 19 日	令和6年度 第4回子ども子育て会議開催
	内容／・第3次「もがみすこやか子どもプラン」(案)について ・令和7年度の幼児施設及び放課後児童クラブの利用状況について	
11	2025 年 3 月 19 日	事務局会議
	内容／・第3次「もがみすこやか子どもプラン」の策定について	

4 最上町子育て憲章



子どもと大人のやくそく

【角半呂兎：簡略版】

1. 守ります! ① 最上の自然と文化

／ 歴史や文化、郷土を愛する心を伝えます

「温故知新」の言葉のとおり、古き良き伝統と新しい伝統を生みだす力、さらには、環境にも配慮したゼロカーボンを意識した「ふるさと最上」を子どもたちにも引き継いでいけるよう、多世代間の交流を大切にしていきます。

2. 大事にします! ② 学校の学びと地域の学び

／ 子どもの心に寄り添い、子どもが希望を持てる環境を整えます

大人は、子どもたちが自由に安心して、楽しく学び続け、無限大の可能性を引き出せるよう、地域の安全確保と環境整備に努めます。また、地域の文化・伝統・芸術・食文化など幅広い学びを大切にしていこうという思いが受け継がれるよう、子どもたちに伝えていきます。

3. 力を合わせます! ③ みんなと一緒に

／ 個性と人権を尊重し、子どもの命を守ります

人の命はもちろん、生き物・植物すべての命をむやみに傷つけることは決して、してはいけません。子どもがすべての命を大切にし、勇気をもっていじめや差別をなくそうとする気持ちで生活できるように、周りの大人は子どもの命を大切に、守り育てます。

4. 忘れません! ④ 常に感謝の気持ち

／ 共にルールとマナーの大切さを学び、思いやりの心を育みます

「子は親（大人）の鏡」というように、大人の行動や言動を手本に成長していることを忘れずに、時には子どもと一緒に社会のルールとマナーについて考える時間を設けたり、大人自身が生き生きと生活する姿を見せながら、相手を思いやる心の成長も見守ります。

5. 伝えます! ⑤ 「ことば」で自分の思いを

／ 明るくあいさつを交わし、笑顔あふれる地域社会を作ります

子どもも大人も、一人ひとりがそれぞれの方法で自分の思いを伝え、気持ちを通わせ合うことが出来れば、自然に笑顔あふれる町になり、みんなが安心して過ごせる最上町になると信じています。

もがみすこやか子どもプラン

(子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策行動計画)

令和 7 年 3 月

発 行 最上町

編 集 最上町教育委員会 こども支援課

〒999-6101 山形県最上郡最上町向町 644

TEL : 0233-43-2111

FAX : 0233-43-2345
